

いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2012
11.28

no.135

Report

1 第27回子どもの人権連総会・学習会

子どもの人権連 事務局長 和田 明 1

2 被災地における「学習支援」を中心とした子ども支援のとりくみ 第5回 東日本大震災子ども支援意見交換会

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香 16

3 シンポジウム「子育て支援・子ども支援の新たな展望を拓く」の報告

旭川大学短期大学 清水 冬樹 29

4 第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告 2011年度「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス」

日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会 実行委員長 角田 仁 35

Document 2012.9.11 ~ 2012.11.11

子どもの人権と教育関係の報道と記録から

41

第 27 回子どもの人権連総会・学習会



子どもの人権連 事務局長 和田 明

2012 年 9 月 14 日、第 27 回子どもの人権連総会・学習会を開催しました。

学習会では、早稲田大学の喜多明人さんを講師にお招きし、いじめの問題についてご講演頂きました。また、平野裕二代表委員より国連・社会権規約委員会 第 3 回報告書予備審査に関する特別報告をして頂きました。

総会では、2011 年度活動報告、決算報告、2011 年度監査報告、2012 年度活動方針案、予算案、2012 年度役員・事務局員選出について提案し、満場一致で可決成立しました。

学習会

あいさつ

加藤良輔代表委員(日本教職員組合中央執行委員長)

私自身も現場を離れてだいぶなります。子どもたちと向き合う感性というもの自分でも鈍っているのではないかと感じています。この仕事をやっていく上で、その感性を常に研ぎ澄まさないといけないという思いがありますので、今回は時間もありませんし、子どもの人権連の代表委員でもありますので、自らの学習の場ということで参加をさせて頂きました。

先に盛岡で開催しました中央委員会の場で、

私たちは、今回のいじめ事件についてアピールを採択させていただきました。また、冒頭の執行委員長あいさつの中で、「子どもに寄り添い続けること」、「子どもたちの現実に向き合うこと」、教育の本来の目的である「支えあい、学びあう教育の実践」を私たちはすすめていかなければいけないという趣旨を述べさせていただきました。それ以降、今日に至るまで、それぞれ嵐のような報道がなされ、そのような中で本当に正しいのかと疑問に思うような行政の対応も現実にあると思っています。

「子どもの現実に向き合う」、そして、「子どもたちに寄り添う」といった私の言葉の背景には、もちろん、子どもたちの心の変化に気づくような体制を作っていかなければいけないということがあります。同時に、子どもたち、被害を受ける子どもたち、加害者の立場に立った子どもたちを追いつめているものは何なのか、そのことに私たち自身が向き合っていかなければいけないという思いもこめて述べさせていただきました。

「子どもたちと向き合うこと」、そのことは、結果的に、なぜ子どもたちが互いに支えあい、学びあい、そして社会人として育まれていくような道筋を作っていけないのかを私たちは共に考え、実践の中で答えを見出していかなければ



ならないと思います。本日の学習会がその一助となればと思っています。

【講演】なぜ、いじめ問題が解決しないのか —欠落していた視点、発想を問う

喜多明人さん（早稲田大学教授）

◆はじめに

一日教組運動としての“子どもの人権”保障
最近は無沙汰しておりますが、私は子どもの人権連設立の頃からのメンバーです。設立の頃というのは、80年代後半、臨教審の改革がすすんでいる時で、日教組はそれに対抗した教育改革検討委員会を立ち上げました。その教育改革の話し合いの中で、体罰とか校則問題とか子どもの人権を解決しないと本当の意味での教育改革とは言えないのではないかとということで、子どもの人権連が産声を上げることになります。言わば、日教組運動の教育改革の大きな柱のひとつに子どもの人権保障というのが位置づいていたということを私たちはきちんと受け止めていく必要があるかと思っています。また、1989年、子どもの権利条約が国連で採択されたときに、採択と同時に日本語訳が出されました。子どもの人権連のブルーパンフレットと呼ばれるものですが、何万部もが全国に発信されていきました。まだ批准もされていない国際条約の翻訳が採択の段階で全国に出回っているというのは前例にないことです。子どもの人権連の活動は、条約研究を大きく前進させ、広げていく土台となったと思っています。今後ともぜひ日教組運動の中できちんと位置づいて欲しい

と思っています。

◆いじめ自殺 四半世紀、なぜ解決しないのか

今日は「なぜ、いじめ問題が解決しないのか」について話したいと思います。いじめそのものは、昔から、世界どこにでもあるものですが、問題は自殺という子どもの命を脅かすような事態になったということです。それが1986年中野富士見中の事件です。あれから25年以上が経ちました。その間、1994年大河内君事件、2006年の滝川、筑前、沖縄のいじめ自殺問題がありました。そして、今回、波が押し寄せるように、いじめによる自殺の問題が事件として社会問題になっていきました。この四半世紀、決して解決したとは言えません。教育界としては、学校も教育委員会も一生懸命とりにてきたはずなのに、事態は悪化するばかりであります。なぜ解決しないのでしょうか。この25年間で語られてこなかった問題があります。いじめ対策としていろんなことをやってきたはずなのですが、その中で欠落していた視点があったのではないのでしょうか。あるいは、欠落していた発想があったのではないのでしょうか。そのあたりのことをお話させていただきたいと思っています。

◆前提としての学校・教職員支援

その前提には、学校支援・教職員支援という視点に立たいじめ解決を考えなければいけないということです。今、いじめの問題と言えば常に学校バッシングや教育委員会バッシングというものがくっついていきます。

私はこれまで子どもの権利条例づくりを推進

してきましたが、この条例は子どもの権利を実現する条例であると同時に学校支援・教職員支援の条例であると思っています。大阪などですめられている教育処分条例の対向軸にある条例です。韓国では、児童生徒人権条例が多くの自治体で制定されています。子どもの人権条例と必ず一緒にしているのが教権保護条例であり、教員の教育権が保護されています。私は、子どもの人権を保障していくことと学校支援・教職員支援という視点は常に一体のものとして考えていけるのではないかと考えています。

◆いじめ発生の根っこにある“ストレス社会”

いじめの定義についてですが、抵抗しがたい権力関係がある中で生じてくるストレスが弱者に向けられる行為をいじめと私は定義しています。国連の勧告では、日本の子どもたちが過度の競争によって大変なストレスを抱えており、そのことが子どもの成長発達にマイナスの影響を与えていると常に指摘されています。競争社会における子どものストレスがいじめ問題を起しているということはおさえておく必要があると思います。

それから、私は、条例づくりのため、子どもアンケートなどの調査を全国で行っておりますが、どこにおいても子どもたちの悲鳴となっているのは「時間がない」という声です。勉強や宿題に追われて、自分の自由な時間がない。遊んだり、自分のやりたいことをしたりする時間がない。まるでミハイル・エンデ作品『モモ』の中の時間泥棒が全国にはびこっているようです。本当に自分らしく何かをやりたいということができない。そのストレスが今の日本の子ども

たちのベースです。子どもたちがそういったストレスを解消するために、矛先を弱いものへ向けていく中で、深刻ないじめ問題が発生しています。

◆歯止めとなる“子ども自活”の復権

同時に、自殺まで追いつめられていく大きな原因としては、いじめがエスカレートして歯止めを失っているということです。私も小学生時代にいじめられたことがあります。そのときに守ってくれたのは学級委員でした。当時、児童会や学級会はきちんといじめの問題に対応する力がありましたが、子どもの社会の中にある自治的な力は衰退してしまいました。80年代の管理主義教育以降、子どもの自治的な力が衰退したことにより、いじめをエスカレートさせ歯止めを失わせたと考えています。9月5日に文科省の方針が出されましたが、その中で「児童・生徒会の推進」という方針が掲げられたことは大変重要なことだと思います。残念ながら、同時に、「出席停止」や「警察連携」まで挙げられており、飴と鞭のようです。これは、2007年の文科省通知（2.5通知）を受けており、ゼロ・トレランスの流れがまだ残っていることがとても残念です。しかし、政権交代後、少し前進したことは、子どもたちの自治、児童会・生徒会をもう一度見直していこうとしていることです。

◆子どもを受容できる教職員のゆとりを

一方で、子どもたちのもう1つの声として聞こえてくるのは、「もっと先生に自分の気持ちを理解して欲しい」、「もっと先生に自分の意見を



を受け止めて欲しい」というものです。そういった子どもたちの声を聞いていると、その背景に、今の先生たちの忙しさ、余裕のなさといった現状があるように感じます。つまり、子どもたちが安心して相談できるような教育環境が失われているということです。先生は自分たちのことで精一杯、生き残れるかどうかで必死です。教職員に対するバッシングや管理政策の中で教職員が余裕を失ってしまったことで、子どもたちのSOSをキャッチできない環境になり、いじめのエスカレートを防げなかった大きな理由かと思っています。

◆四半世紀のいじめ対策に欠けていた

“子どもの権利”の視点

そういった中で、いじめ対策として欠けていたものは、子どもの権利の視点だと思っています。「いじめは良くないこと」といった道徳教育や規範教育の枠の中でしか対策がとれなかった限界があったのではないかと思います。

30年近く子どもの権利条約の普及活動をしていく中で、当然受け入れられるべき人たちに受け入れられないことがありました。学校の先生たちの中にも受け入れてくれなかった人たちが結構多かったのですが、それ以上に受け入れられなかったのは中学生・高校生世代の人たちでした。権利の当事者である子どもたちが無関心だということに、とてもたじろぎましたし、戸惑いました。本当にこのままでいいのだろうか、その悪い予感があたったと思ったのが、86年の中野富士見中事件でした。いじめ自殺というのは、子どもたちに権利が入らないという問題の裏返しのように感じてなりませんでした。

いじめは基本的に人権侵害です。人間としての権利、かけがえのない人間としての尊厳が奪われるという大変重大な権利侵害であるにもかかわらず、多くの子どもたちは自分の権利が侵害されていることに気づいていないのです。子どもたちは「うざいやつ」「とろいやつ」と言われ続け、自分が「うざいから」「のろまだから」いじめられるのだと思い込みます。あるときは、先生からもしっかりしていないからいじめられるのだと言われ、子どもたちは自分が悪いからいじめられるのだと自分を責めて、最終的には死まで追いつめられてしまいます。しかし、そのプロセスの中で、自分のかけがえのない人間としての権利を侵害する人が悪いのだから、助けを求めているのだということに気づくということが大切なのです。オンブズパーソン制度とか相談救済システムをつくることも大切ですが、どんなに良い制度を作っても子どもたちがSOSを出さなければ駄目なのです。子どもたち自身が助けを求めてこそ成り立つ相談システムなのです。そのためには、子どもたちが自分たちの権利に対する自覚、権利学習というものがあってこそ、相談システムが機能すると言ってもいいと思います。

1994年によりやく子どもの権利条約が批准され、「子どもたちが学校生活や身の周りを改善させていくための武器になる」と私は大いに舞い上がりました。しかし、その年の暮れに起こったのが大河内君いじめ自殺事件でした。そういう意味では、子どもの権利条約が国内法になったとしても日本の子どもたちの現状は変わっていませんでした。子どもたち自身がこの条約を受け止めて使えるような活動をしていか

なければいけないということを改めて感じた年でした。

◆いじめ対策がゼロ・トレランス（厳罰化）に

そして2006年、実際に起きたのは2005年でしたが、滝川市のいじめ自殺事件がありました。当時、文科省に報告されるいじめ自殺はゼロと言われる時代でした。しかし、現実はいろいろあったわけです。この年は、滝川市の事件に始まり、子どもたちがいじめ自死を予告する問題というのが起こりました。文科大臣が命を大事にするよう会見で話したり、タレントがメディアに登場してメッセージを送ったりしました。また、教育再生会議に安倍総理が直接乗り出し、いじめた子どもを放置せずにきちんと罰するよう「いじめ問題への緊急提言」がまとめられました。それを受け2007年2月5日に文科省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」が出されました。私はこの通知を読んで、「ゼロ・トレランス」（寛容ゼロの厳罰化）がいよいよ教育政策に登場したと思いました。もともと「ゼロ・トレランス」というのは少年政策・少年司法の問題でした。中学生に寛容さを与えず、大人並に処罰を与えようと少年法改正し、2001年より刑罰の対象が16歳から14歳に引き下げられました。その「ゼロ・トレランス」が教育政策に初めて登場したのが2.5通知でした。しかし、当時、学校側はかなり慎重でした。特に、「出席停止」にした子どもへの対応に余力のないところは、子どもの教育権をどうするのかという問題がありましたから、慎重に対応していました。しかし、今回、文科省はまた「出席停止」や「警察連携」を言い出し

ていますし、品川区のように「出席停止」を常態化しようという自治体も出てきています。いずれにしても、子どもの権利の視点がないために、いじめ問題によって現場での扱いに処分や管理主義などが通ってしまったということです。

◆大津いじめ事件と私の見解

そして、大津のいじめ事件が発生したわけですから。今回は国が主導的な役割を果たすということで、初めて直接関与しようと支援室を設け、いじめ相談員制度を発足させ、学校や教育委員会の対応に不十分さがある場合は国が直接介入できるようにしました。国が直接介入しない場合においても、遺族から希望のある場合、学校や教育委員会は調査委員会を設けるようにしました。しかし、いじめ対応のほとんどは後手になっており、起きた後に大人側がすべき対応・対策がたくさん出されてきています。

今回の大津事件を半年間見てきて、非常に不満に思っていましたので、いつか良い機会に自分の意見を出せたらと思っていましたら、7月に『クローズアップ現代』という番組の緊急放送でお話することになりました。その中で私がこれだけは言いたいということが2つありました。ひとつは、子どもが無視されていたということです。大津事件のきっかけになったアンケート調査ですが、生徒から回収されたアンケートの200件以上にいじめの事実が書かれていました。しかも自殺との因果関係を示すような「自殺の練習」というものがあり、それがメディアに取り上げられ、社会問題にまで発展しました。メディアによって過剰なまでに取り上



げられたアンケート調査ですが、私も読みました。その中でほとんど報道されなかったのが子どもたちの気持ちについて聞いたものです。全部で635の記入がありました。これは、800人余りの全校生の8割を超える生徒がこのアンケートに回答してくれたことを示しています。635人の子どもたちが思いを語っているのに、取り上げられなかったのです。

◆生徒アンケートから見えてきたもの

いろんなことが書いてありました。親しい友達が亡くなってショックを受けているものや同情するものもありました。しっかりした書き込みのものもあり、いくつかの流れの中のひとつには、「悔しさ」が書かれていました。体育大会などで簀巻きにされていじめられているのを全校生が見ていました。教職員だって見ていたのです。公然といじめが行われているのを見て見ぬ振りをしてきたことに対する「悔い」というのが生徒たちに共通してあったことです。そして、友達の自殺を防げなかったことに対する「悔い」です。そういう「悔い」があったからこそ、今回のいじめ事件を解決して欲しい、事実を明らかにして二度とこんな悲惨なことが起こらないようにして欲しいという生徒たちの思いが、635の書き込みを読むうちに伝わってきたのです。

ところが学校がどうしたかという、やはり生徒たちの心のケアであり、生徒たちにこれ以上思い出させることは生徒たちの心を傷つけてしまうということで、調査を打ち切り、その中身もお蔵入りとなってしまったのです。確かに、あのような大きな事件が起こりますと、生徒た

ちの心理的な負担、動揺を何とかしたいという学校側の気持ちは分かります。しかし、あの子たちの書いた思いには、見て見ぬ振りをした「悔い」というものを将来に引きずりたくないという気持ちもあると思うのです。「悔い」を将来まで引きずっていくのではなく、自分自身もこの問題を解決するために何らかの手助けをしたという子どもたちの思いに学校側が向き合ったならば、もう少し違った解決の方法に進んでいたのではないのかと私は思うのです。ところが、残念ながら学校側は引いてしまい、子どもたちの思いは受け止められないままになってしまった。実際には、遺族の意識と子どもたちの意識というのは同じ方向へ向いており重なっていたという印象があるのですが、学校や教育委員会とのすれ違いが生じてしまった。とても残念だと思っています。ひとつは、もっと子どもたちの思いに寄り添っていくべきだったということです。条約には「子どもの最善の利益」というのが書かれていますが、その視点がもう少し必要だったと思います。学校現場では、本来できていた「子どもに寄り添う」ということが問われ始めています。

◆学校・教委はなぜ原因究明できないか

しかし、大津事件での学校や教育委員会の対応が特別な事例だとは思っていません。3.11の大震災の中で84人の犠牲者を出した大川小学校の事件についても、原因究明が十分されませんでした。唯一生き残った教員のヒアリング記録は処分されてしまいました。そういう中で、遺族側は原因究明を求め、今年(2012年)の1月によく3回目の説明会が開かれ、初めて

教育委員会は落ち度を認めて謝罪をしました。謝罪をするまで1年近くかかっています。学校や教育委員会に対する批判やバッシングの火元は何かという、事故の被害者や遺族の校や教育委員会に対する不信感です。その不信感というのは、学校から情報が入らないこと、なぜわが子が死ななければならなかったのかという原因や事実についての情報が入らないということです。情報が入らないことが、遺族の不信感を招く出発点になっているのです。学校現場がきちんと情報を共有して、事故の原因究明をすることができれば、ほとんどの場合、事件は解決しています。ところが、情報共有をできない。危機管理システムが働きますから学校現場では自由にならない面があります。いずれにしても、遺族にとっては原因究明のための情報が入らないということが辛いところなのです。

なぜ、学校事故問題が解決されないのかということ。これまで30年以上関わっていますが、全く変わっていません。原因究明されないから、同じような事故が繰り返されるのです。学校災害共済給付件数は右肩上がりで200万件を超えています。なぜ、原因究明されないのかということですが、極端な言い方をしますと、これは個々の学校や教育委員会のせいではありません。この25年間で触れられなかったもう一つの問題点は、学校や教育委員会をそのように追い込んできた法制度の欠陥です。事故が起きたときに誰が賠償責任を負うか、過失責任主義の賠償法制がストレートに学校や教育委員会にかぶさっている今のシステムのそのものに欠陥があり、このような事態を招いているのです。このことは30年前から指摘してきたことなの

です。この過失責任主義をなんとかしなければ学校は動けないのです。

◆教員は個人として賠償責任を負わない

最近驚いたことがあるのですが、前は東京の一部の自治体で行われていた損害賠償の訴訟保険に多くの教員が個人加入しているということです。しかし、ユネスコの教員の地位勧告69条では次のように書かれています。

教員は、生徒の事故を避けるために最大の注意を払うものとするが、教員の使用者は、校内において又は校外の学校活動において生ずる生徒の事故に際して、教員が損害賠償を負担させられるおそれがないように教員を保護するものとする。

これは国際基準です。教員は個人で賠償責任を負っているのは教育活動をすることはできません。本来、賠償責任を負うのは学校設置者です。だからこそ、学校設置者は30年も前から「学校設置者賠償保険」に入っているのです。教職員の事件・事故があった場合には設置者が賠償責任を負うというのが本来の賠償法制の仕組みです。しかし、教員は自分の身は自分でしか守れないということまで追いつめられているのです。ここには、管理主義政策の影響もありますが、クレイマー時代の反映で、保護者などからのクレイムにさらされ、個人が訴追されるのではないかという危機感を持っています。仲間同士で守りあっていこうというような同僚性も崩壊しつつある中、組合も厳しい状況にあり、自らの身は自らで守らなければならないといけなさと賠償保険に個人加入している実態があるわけです。



◆無過失責任主義の学校災害補償法を

教員個人が賠償責任を負うというのは明確に国際基準に違反しているのですが、教員がそうせざるを得ないのは、法制度の立ち遅れが大きな原因になっています。ですから、まずは無過失責任の救済制度を作ることが必要です。障害事故などの場合には、センター給付（障害見舞金制度）がありますが、それでは間に合いません。ご存知のとおり、センター給付というのは無過失責任で、理由のいかに関わらず支給されます。唯一の条件は学校の管理下にあるかどうかです。この制度を拡大し、完全かつ迅速な給付制度を学校災害補償法という形で作るべきなのです。さらに学校設置者に賠償責任を負わせる学校事故損害賠償法が必要です。そういった法制度がないために、今のような状況にあるのです。

大津の市長さんは大変努力されておりますが、やはり弁護士であるなど実感させられたことがありました。それは、遺族と初めて面談に応じた時のことです。父親が公平な第三者の調査委員会を設けて原因究明をして欲しいと要望したところ、調査委員会は設けるが因果関係について調べるのは裁判所であり調査委員会の役割ではないと応えられました。これは正に賠償請求の裁判が前提になっているということです。しかし、因果関係を調べない原因究明などありえません。その事故がなぜ起きたのかを究明するのに、いじめと自殺との因果関係を調べない調査委員会などありえるのでしょうか。しかし、このような発言があった背景にも実は学校や教育委員会を取り巻いている法制度の欠陥があるからだと私は思っています。ですから、

こういう事故や事件がありますと、すぐに学校や教育委員会は情報を隠すとか原因究明が曖昧になるとか言われますが、そこにはそうさせている法制度の欠陥があるということを教育界が自覚して法制度の改善を求めていくことが必要だと思っています。

最後に、今の厳罰化や教員処分主義の社会の中で、あえて支援主義、サポート主義といえますか、教育支援、学校支援、教職員支援ということを新しい政策の中に盛り込み、転換をはかっていきたいということ、そのために子どもの権利条約があるのだということを申し上げたいと思います。

【特別報告】社会権規約委員会による日本の第3回報告書の予備審査と事前質問事項

平野裕二代表委員

1. 社会権規約の概要と日本の第2回報告書審査

(1) 社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）の概要

1966年採択 → 日本は1979年に批准（公務員のストライキ権、中等・高等教育の無償化などに関する規定について留保）

社会権規約の内容

第1部：人民の自決権（1条）

第2部：締約国の義務（2条）／男女の同等な権利（3条）／権利の制限（4条・5条）

第3部：労働の権利（6条）／労働条件（7条）／労働基本権（8条）／社会保障（9条）

／家族に対する保護・援助（10 条）／十分な生活水準に対する権利（11 条）／健康に対する権利（12 条）／教育に対する権利（13 条・14 条）／文化的権利（15 条）

第 4 部：実施措置（略）

第 5 部：最終条項（略）

（2）社会権規約委員会による報告書審査

第 1 回審査（1986 年）

第 2 回審査（2001 年 8 月）における主な勧告内容

http://homepage2.nifty.com/childrights/reports/others/cescr_co_jap2.htm

a) 公的な意思決定過程において規約の規定が考慮されるようにするための「人権影響評価」等の導入

b) 裁判官・検察官・弁護士を対象とする人権教育・人権研修

c) 人権の保護・促進のための包括的国内行動計画の策定

d) 国際援助の増額・改善

e) 独立した国内人権機関（国家人権委員会など）の設置

f) 差別禁止法の強化

g) マイノリティ（被差別部落、沖縄の人々、アイヌ民族など）に対する法律上・事実上の差別の撤廃

h) あらゆる形態の婚外子差別の解消（「非嫡出子」という概念の削除を含む）

i) とくに労働分野および政治的参画の分野における男女平等の推進

j) 子どもと女性に対する暴力・搾取への対応

k) 男女間の賃金格差の解消

l) 労働時間短縮のための取り組み

m) 45 歳上の労働者の賃金保護・雇用安定のための措置

n) 必須業務に携わっていない公務員等のストライキ権の保障

o) 原発の安全性に関わる透明性・情報提供の強化／原発事故の防止・早期対応計画の作成推進

「49. 委員会は、原子力発電施設の安全性に関わる問題について透明性を向上させ、かつ関係住民に対してあらゆる必要な情報をいっそう公開することを勧告し、さらに、締約国に対し、原子力事故の防止および事故に対する早期対応のための計画の作成を促進するよう促す。」

p) 65 歳未満の退職者に対する社会保障手当の確保

q) 最低年金額の保障／年金制度における事実上の男女格差の是正

r) 障害者差別禁止法の制定／公共部門における障害者雇用の強化

s) 「従軍慰安婦」への補償

t) （阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた）兵庫県における高齢者・障害者へのコミュニティサービスの改善・拡大

u) 震災被災者が住宅関連債務を履行できるようにするための援助

v) ホームレスに関する調査／ホームレスに対する十分な生活水準の確保

w) 立退き命令における人権・手続的保障の確保

x) 過度に競争主義的でストレスに満ちた教



育制度の包括的再検討

「58. 委員会は、締約国が、委員会の一般的意見第 11 号および第 13 号ならびに子どもの権利に関する委員会の一般的意見第 1 号を考慮にいれながら、教育制度の包括的再検討を行なうよう強く勧告する。このような再検討においては、あらゆる段階の教育がしばしば過度に競争主義的でストレスに満ちたものとなっており、その結果、生徒の不登校、病気、さらには自殺すら生じていることにとくに焦点が当てられるべきである。」

y) 教科書（とくに歴史教科書）における公正かつバランスのとれた記述の確保

「59. 委員会は、締約国に対し、学校教科書その他の教材において、諸問題が、規約第 13 条 1 項、委員会の一般的意見第 13 号および子どもの権利に関する委員会の一般的意見第 1 号に掲げられた教育の目的および目標を反映した公正なかつバランスのとれた方法で提示されることを確保するよう、促す。」

z) マイノリティの母語教育の保障／民族学校等の公的承認および財政援助の提供

「60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を公的に認め、それによって

当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。」

2. 日本の第 3 回報告書審査に向けて

(1) 第 3 回報告書の提出と予備審査 (2012 年 5 月)

2009 年 12 月：第 3 回報告書提出 (提出期限：2006 年 6 月 30 日)

2012 年 5 月：会期前作業部会における予備審査 → 事前質問事項 (List of Issues) の作成

5 月 21 日：公式な NGO ブリーフィング
事前に NGO レポート (「カウンター・レポート」や「オルタナティブ・レポート」とも呼ばれる) を提出して締約国報告書の問題点を指摘した団体が、口頭で委員会に対して情報提供を行なう機会。日本からは、日本弁護士連合会、社会権規約 NGO レポート連絡会議、ヒューマンライツ・ナウなど 8 団体が参加。

5 月 22 日：日本の NGO によるランチタイム・ブリーフィング

2013 年 5 月 (予定)：政府代表団をジュネーブに招いての本審査

総会

活動報告（2011年11月～2012年9月）

第2回アジア子どもの権利フォーラム 2011 日本大会（11年11月20・21日）の協賛団体として実行委員会に森田・平野両代表委員が企画・運営にかかわった。また、子どもの人権連はフォーラムに先駆けシンポジウムを行い、子どもや保護者とともに「子どもにやさしいまち・学校づくり」にむけて情報・意見交換を行った。シンポジウムに参加した会員や教職員は引き続きフォーラムへも参加し、子どもの権利条約の理念の実現にむけてのとりくみや実践を共有した。

子どもの権利条約の具現化をめざして、子ども虐待防止キャンペーンのオレンジリボンを組み込んだデザインのバッジやリーフレットを広く配布し、子どもの権利条約に関心をもってもらうことに努めた。

国連子どもの権利委員会の第3回人本政府報告書総括所見に関するリーフレット「子どもの権利条約をみんなのものに」を活用し、子どもや教育に関係するNGOのイベントや教職員組合の学習会で配布し、子どもの権利条約の普及活動につとめた。

「東日本大震災子ども支援意見交換会」（第3回2012年3月、第4回6月）に参加し、被災地で行われている環境回復や教育復興、子育て支援などのとりくみ報告を受け、情報・意見交

換につとめた。引き続き、「東日本大震災子ども支援ネットワーク」に積極的に参加し、子どもに関わる多様な分野の横断的なネットワークを広げていけるようとりくむ。

2012年5月、国連・社会権規約委員会（経済的、社会的および文化的権利に関する委員会）はスイスのジュネーブで日本の第3回報告書の予備審査を行ない、日本政府に宛てた事前質問事項を採択した。これまで、子どもの人権連は、社会権規約NGOレポート連絡会議と連携し、社会権規約の効果的实施に向けて意見反映にとりくんできた。5月に、平野代表委員をNGO公式ブリーフィングに送り、情報提供につとめた。とりわけ、2011年3月の東日本大震災・福島原発事故発生以降の社会権規約の実施状況と課題について強調した。子どもたちをとりまく状況の変化や教育条件・環境整備の必要性について述べた。引き続き、2013年の本審査に向け、積極的にとりくんでいく。

第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業を募集し、新規7件を含め合計12件の応募を得た。今回は震災復興に関わる実践事業に対する特別枠を設けた。高校生による被災地復興支援や被災地の子どもたちの声を復興支援に活かすとりくみなど12件全ての事業に助成を行った。

日本教職員組合「教育改革キャンペーン」と共同で、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促す啓発グッズ（ボールペン）を作成した。今後、このボールペンを活用しながら、子



どもの権利条約の理念の実現をめざすとともに、子どもや教育に関わるあらゆる分野との社会的対話促進にとりくんでいく。

活動方針（案）（2012年10月～）

1. 基 調

国連・障害者権利条約（2012年8月現在119カ国・地域で批准）の批准にむけて、日本政府は国内法の整備をすすめている。第24条「教育」では、障害のある子どもたちが地域で他の子どもたちと同じようにインクルーシブで質の高い教育を無償で受ける権利を有することなどが述べられており、文部科学省は「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において議論を行い、7月に報告をまとめた。現在、省令改正にむけて作業が進められているが、「就学先決定のあり方」が焦点となっている。「本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を行うことを原則」としたことは評価できるが、地域の普通学級での学びを積極的に保障しているとはまだ言えない。障害のある子どもも障害のない子どもと同じように普通学級で学ぶ権利があることを制度として確立することが必要である。今後とも権利保障の観点からパブリックコメント等で意見反映できるよう積極的にとりくんでいく。

東日本大震災1年半が経過したが、子どもたちを取り巻く状況は依然として厳しい。とりわけ、原発事故のあった地域ではふるさとを失い、家族離散の状況で暮らしていたり、放射線の不

安におびえながら暮らしていたりと、子どもたちは今なお安心して生きる権利・育つ権利が奪われたままである。このような状況の中で、被災地の子どもたちやその家族が本当に必要としている支援は何なのか、政府・国の支援として必要なものは何なのか、私たちにできることは何なのかを議論し、効果的な支援が行われるように横断的なネットワークを広げていけるようとりくんでいく。

いじめの問題は依然として解決されず、子どもの自死が後を絶たない。競争原理や新自由主義など社会の矛盾が学校にも及び、子どもたちは自らの存在を肯定することができず、他者の人権を侵害する刹那的な生き方を余儀なくされている。子どもたち一人ひとりが孤立することなく、他者の人権を尊重する生き方が可能となるよう、学校のあり方、地域のあり方を問い直し、課題の解決にむけてとりくむ必要がある。

12年7月に政府・与党は「社会保障・税一体改革成案」を閣議決定した。その中で、今まで高齢者に偏りがちであった社会福祉・生活保障を、子ども・子育て支援や若者雇用対策を優先課題にし、全世代対応・未来への投資をうたっている。8月、新たな一元的給付制度の創設や認定こども園制度の見直しなどを盛り込んだ子ども・子育て関連3法案が成立した。今後、法施行のための政省令や新幼保連携認定こども園の基準、給付単価の設定にむけた検討が行われる。保育に関する自治体の公的責任を堅持し、市場原理による混乱が生起しないよう政省令改正に対する意見反映等とりくんでいく。

外国人登録法が廃止され改定「出入国管理及び難民認定法」が12年7月から施行された。日本で生活する外国人を「特別永住者」「中長期在留者」「短期滞在者」に分け、前二者にこれまで同様の「特別永住者証明書」もしくは「在留カード」を交付し住民基本台帳に加える。この改定はテロ対策、犯罪対策の色合いが濃く、離婚や死別等の個人情報に歯止めなく収集される問題や罰則の強化による排除の問題がある。また、改定された内容が、当事者に周知徹底されておらず、子どもたちの就学に混乱をきたす恐れがある。改定の際、確認された付帯決議を速やかに遵守し、日本で暮らす外国人の人権、生活を保障するとりくみが必要である。

社会や学校においてさまざまな条件整備を行っていくとともに、私たち自身の意識改革も重要となってくる。「わたしたちは、子どもを一人の人として権利を行使する主体としてとらえてきただろうか？」という視点に立って教育内容や教育活動、学校のありかたを問い直し、見直してみることが求められている。

今一度「子どもの権利条約」を読み解き、国連・子どもの権利委員会からの勧告をふまえて、条約の理念の具現化にむけて身近な、できるところからとりくんでいく。

少年法改正に関し法制審で審議されている。改正案の焦点となるのは、少年刑の長期化、検察官関与の拡大、国選付添人の拡大である。子どもの権利として国選付添人の拡大には賛成であるが、検察官関与の拡大と少年刑の長期化は子どもの権利条約の理念に反している。少年法

は三度改正されたが、国連子どもの権利委員会はその多くが懲罰的アプローチであるとして子どもの権利条約に反すると指摘している。少年法は、非行を子どもの育ちの問題として捉え、成長発達をはかることを通して非行からの脱却をめざしている。検察官関与拡大は少年法の理念を崩壊させ、少年の有期刑の引き上げは子どもを長期間社会から隔絶することで社会復帰を困難にする懸念がある。子どもの権利保障を視点に意見反映にとりくむ。

II. 具体的なすめかた

(1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」

助成事業および講師派遣事業を継続するとともに、震災復興に関わる子どもの権利実現の実践に対して、助成事業を特別枠で設ける。

(2) 子どもの権利条約に関する学習会を開催する。

(3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化に努める。

(4) 「子どもの権利条約N G Oレポート連絡会議」の中心的役割を担い、国連子どもの権利委員会の勧告のフォローアップに努めるとともに、社会権規約N G Oレポート作成に参画する。

(5) 国連子どもの権利委員会等の会議に代表委員を派遣する。

(6) アジアにおける子どもの権利実現のため

のとりくみに参加する。

(7) 新しい選択議定書（個人通報制度）のキャ



- ンペーンに関与する。
- (8) バッジやリーフレットを使って「子どもの権利条約」について理解を深める。
 - (9) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかる。
 - (10) ホームページの充実など広報活動の充実を図る。
 - (11) 「いんふおめーしょん」とホームページを使って子どもの権利条約の啓発と会の広報をする。

【資料】

少年法「改正」に関する意見書（案）

法制審議会様

2012年9月14日
子どもの人権連人権連

1 本年9月7日に、法務大臣は少年法「改正」に関し法制審へ諮問しました。その内容は、①少年刑の長期化、②検察官関与の拡大、③国選付添人制度の拡大等です。

③については、子どもの権利条約40条で弁護人等の法的援助を受けることを子どもの権利として認めていることから当然のことであり、今後さらに拡大すべきと考えます。

しかしながら、①と②は子どもの権利条約等国際文書から大いに疑問があり、反対いたします。

2 子どもの権利条約における少年司法の目的は、2000年「改正」前の少年法と考えを一にしていま

す。そのことは日本政府が1996年に国連子どもの権利委員会に提出した第一回政府報告書でも明らかです。しかし、その後わが国は2000年、2007年、2008年と3度にわたって子どもの権利条約に反する「改正」をしてきました。そのことが改悪であることは国連子どもの権利委員会（C R C）から2度にわたって指摘されていることから明らかです。特に第3回目の所見（2010年6月）では「委員会はまた、少年司法分野におけるものも含め、国内法の一部の側面が条約の原則および規定にいまなお一致していないことにも留意する。」（パラ11）として、少年法「改正」が名指しで批判され、具体的な問題についてはパラ83～85で詳細な批判がなされています。子どもの権利条約を批准している国としては、C R Cのこれらの所見を尊重し、改善すべき義務があります。にもかかわらず、今回あらたに「検察官関与の拡大」と少年刑の長期化・厳罰化が企図されているのです。

3 国連子どもの権利委員会（C R C）の一般的意見10号（少年司法における子どもの権利）では、「少年司法の運営との関わりで行われるすべての決定において、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならない。子どもは、その身体的および心理的発達ならびに情緒的および教育的ニーズの面で、成人とは異なる。このような違いが根拠となって、法律に抵触した子どもの有責性は軽減されるのである。これらのものをはじめとする違いこそが独立の少年司法制度を設けなければならない理由であり、そこでは子どもの異なる取扱いが要求される。子どもの最善の利益を保護するとは、たとえば、罪を犯した子どもに対応するさいには刑事司法の伝統的目的に代えて立ち

直りおよび修復的司法という目的が追求されなければならないということである。」(パラ 10) と言
い、「子どもの発達を支援するような方法で少年非
行に対応するための政策につながらなければならない。」(パラ 11) としています。

4 日本の少年法は、これに沿っており、非行に
陥った子どもを非難し罰によって懲らしめるので
はなく、非行を子どもの育ちの問題として捉え、
子どもの健全な成長発達をはかることを通して、
非行という問題を解決することを目指しています
(少年法 1 条)。

そのために、少年審判は、教育学、臨床心理学、
児童精神医学、ソーシャルワークに関する知見な
どの科学的、合理的な知見に基づき、子どもを理
解し、非行の原因を考え、少年の非行性を解消す
るために必要な処遇を決定する場とされています。
そういう場であるため、(刑事裁判と異なり) 少年
審判では少年と裁判官の対話を通して適切な処分
が決定される審問構造になっており、検察官はこ
の場から排除されています。

2000 年「改正」で重大事件について検察官関与
が一部認められました。2000 年「改正」時におい
ては検察官関与は国民の大きな反対があり、それ
をかわすために、当時の与党(自公民)が検察官
関与の対象を重大事件に限定して現在に至ったの
です。今回の検察官関与の拡大対象は 2000 年「改
正」の元となった原案(1999 年上程案)と同じです。

非行の背後には虐待や貧困問題等がありますが、
検察官の関与は、少年審判を子どもに処罰を与え
る場へと変えてしまい、現実には少年審判の刑事裁
判化が進行しています。今回の検察官関与の飛躍
的拡大(大多数の非行事件がこれに含まれる)で

更にそれが進行し、少年法の上記の理念を崩壊さ
せ、ますます子どもの権利条約から離れてしまい
ます。

5 少年の有期刑の引き上げは、これまでになさ
れた成人の懲役刑上限引き上げに連動するものと
されていますが、少年の刑事裁判でも少年法 1 条
の適用があり、刑罰にあっても子どもはおとなと
異なっていて考えられています。しかも、子どもの「時
間」とおとなの「時間」は異なっています。心身
の成長が最も著しい時期に長期間社会から隔絶さ
れた子どもが、社会に戻ってきたときの適応の困
難は容易に想像できます。こうしたことも考えて、
子どもの権利条約等国际文書は、拘束は「最後の
手段」でその期間も「必要最小限」としているの
です。

6 少年犯罪被害者の権利回復は、厳罰化によっ
てではなく、被害者の国選弁護人制度の実現など
を含めた総合的な制度構築により行われるべきで
す。

7 これまでの少年法「改正」では、子どもの権
利条約や少年司法に関する国際文書は少しも顧み
られたり考慮されたことがありません。C R C は
懲罰化、厳罰化には反対しています。日本への所
見でもそれが現れており、今回の「改正」は許さ
れません。子どもの育ちを保障するために子ども
の権利条約の定着させること、それこそが国がす
べきことです。

これまでの C R C の所見を真摯に受けとめ、子
どもの権利条約等国际文書に照らして議論をして
いただきたく申し入れます。

被災地における「学習支援」を中心とした 子ども支援のとりくみ

「第5回 東日本大震災子ども支援意見交換会」

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香

9月13日に東日本大震災子ども支援ネットワークの主催による第5回東日本大震災子ども支援意見交換会が衆議院第二議員会館1F多目的会議室で行われた。今回は被災地で行われる広義の「学習支援」を中心としたとりくみについて考えるために、宮城県女川町と岩手県釜石市の教育委員会や被災地で子ども達の支援にあたられているNGOやNPOから、政府・国の支援課題支援について、現地からの報告を受け、今後の課題についても含めた情報・意見交換を行った。当日は、衆・参の国会議員5人を含め合計65人の参加であった。司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。

1. 事務局長森田明美さんからの報告

森田事務局長は、被災地で行われている学習支援の構造を、4つのキーワード、目的に関する「学力」「生活」と、実施場所に関する「学校」「地域」で整理をした。

目的は子どもたちが学力をつける、生活を確立するためのもの、学力の向上を促すもの、実施場所には地域（公民館や仮設住宅の集会所等を含む）や学校などがあるが、この2つの軸の間で、被災地域や実施の経過の事情によって様々な形

で行われている。だが、その中で共通に大事にしたいことは、子どもたちの参加と主体性であると述べた上で、子どもの人権侵害を防ぐ仕組みが必要だと基調の報告をした。

2. 宮城県女川町教育委員会の村上善司さんからの報告

女川町は、震災による津波で市街地が壊滅し、約500人が死亡。元々の人口約1万人から、現在約8000人に減少。震災前から、子どもたちが俳句を学んできた。震災以降は、震災の事を子どもたちが思い出して書くことが出来なくなったが、女川第一中学校では専門の先生の指導を受けて俳句にとりくみ、良い作品が生まれるようになり、話題となった。

震災から1年半が経ち、それぞれ受け取り方は異なるが、被災した子どもたちは「恨んでも恨みきれない青い海」と歌っている。次に母親を亡くした女子生徒が書いた「逢いたくて、でも会えなくて、逢いたくて」の句については、「逢いたくて」と、「会えなくて」の漢字が違うことに深い意味があると感じた。一方で、震災後1年半、色々な支援を頂いたことに感謝をしており、生徒もその感謝を句で表しているとし、「ありがとう、こんどはわたしが、がんばるね」「ありがとう、わたしたちここで、生きています」と前向きな

作品もあった。

現在、女川では復旧復興を目指しており、特に水産業では水揚げ量が、かなり復活してきた。当初は女川第一小学校から第六小学校まであったが、現在は第一小学校、第二小学校、第四小学校の3校に子どもたちが通っている。中学校は一中、二中の2校。第四小学校と、第二中学校は出島という島にあり、壊滅的な状況。小学校は高台にあり、女川第二小学校に三つの小学校が集約された。同じく中学校は、隣の高台にある女川第一中学校に集約されている。震災前は小学校生が473人であったが、今年度の4月1日では320人、9月1日現在では319人と大幅に減少。中学校生徒は、震災前は257人であったが、4月1日は222人、現在は218人となっている。女川町内に土地が無かったため、隣の石巻市に仮設住宅等を建て、通学バス10台を運行し、そこから通学する子どもたちがいる。小学校は319人のうち、小学生は159人、中学校は218人のうち102人が、みなし仮設住宅を含め、仮設住宅に住んでいる。仮設住宅の中は四畳半が二部屋、そこへ両親と同居、または3世代同居の場合もある。集約された中での学校生活、仮設住宅での窮屈な暮らしから、児童生徒のストレスが増加している。これまで一年半は、皆が夢中で生活し、夢中で生きてきた。今後避難生活の長期化により、潜在化する児童生徒の心のケアを、限られた条件の中で、どのようにしていくかが課題。家庭学習の場所の確保が喫緊の課題であり、狭い仮設住宅での暮らしの中で、子ども達が落ち着いて学習できる場を確保することは無理な話である。また、遊び場の確保も同様である。今まであった総合運動場には仮設住宅が建てられた。女川町

市にもすばらしい陸上競技場があるが、そこに3階建ての災害公営住宅が建設される予定で、こうして子どもたちが遊ぶ場所がなくされている。

通学バスの乗車等による児童生徒の体力の低下も心配されており、大きな課題である。女川ではカタリバによる向学館が学習支援を実施している。そこへやって来る子どもたちは問題がないが、来ていない子ども達の中には「もういい!」といった投げやりな態度を見せるように子どももあり、子ども達の学習意欲に差が生じてきている。今、置かれている状況に対して何かできるとすれば、当然これは学校教育でどこまで指導できるか、社会教育の枠組みの中で、どうバックアップしていくかという問題につながってくる。昨年7月4日に開校した向学館の支援は、避難所暮らし、総合体育館に約2500人が避難していた際に、やはり子ども達の学習をどうするかが課題となったことから始まった。当初は先生方が「まなびや=学び夜」ということで、いわゆる夜学のスタイルで、できる限り子どもたちの学習の場を確保しようと始まった。しかし教員の数だけでは限界があった。小学校は避難所になり、避難所運営をしなければいけない。そこに小学校、教育委員会、町役場から全ての機能が入っているという状況の中で、学習の場所が確保できなかった。町内に11あった塾も、残ったのは一つ。塾も無いということで、NPO法人カタリバから、当初は塾の先生方の支援をするという形で学習支援が始まり、「放課後子ども教室事業」として運営している。町としては、何よりも場所の提供を優先。女川第一小学校は、校庭に仮設住宅が建てられ、小学校としての機能を女川第二小学校に集約した。たまたま津波の被害も少なく、



一階部分を学習支援の場所として提供。それから、そこへ通ってくる子どもたちの交通手段が必要だという事で、通学バス3台を確保し、生徒たちの送迎を実施。現在は高校生も含め、約230人が向学館で学習している。通って来ない残り約300人の子どもたちの学習の場の確保は大きな課題。もう一つ、女川で行われている学習支援に「まなびや」がある。これは夏休み中の子ども達の学習支援と言うことで、今年度は宮城教育大学の学生8人がきて支援を頂く。向学館職員の方々にも支援を頂き、小学生102人ほど希望者、中学校は95人の希望者が、三日間ではあったが充実した時間を過ごした。夏休み中の子どもたちへの支援は、この他にも様々な団体が支援を下さった。

今後、必要な支援としては、教育復興支援等の教員の配置であり、心のケアが今後は特に必要となるであろう。そして、学級編成の見直しをするための教員の加配が必要。現在、スクールソーシャルワーカーの方々からは大変ご尽力を頂き、効果をあげている。これを常に配置できないかと考えているが、難しい。

非常に残念なのは、こうした支援に対して「今までなかった」「従来はなかった」との声があること。今は異常な状態であり、これまでの慣例、慣習にとらわれない考え方をしたい。今、女川では「女川の教育を考える会」ということで、集約化された小中学校のあり方の見直しを図っており、方向性が見え始めたところである。今後も前向きに課題の解決を行っていきたい。

3. 岩手県釜石市教育委員会の白岩健介さんからの報告

中高生のための学習支援事業「スクラムスクール」を市で実施。釜石市は岩手県の東南部に位置しており、太平洋に面した海沿いの町で、人口は約37,000人。東日本大震災により、非常に甚大な被害を受け、現在3000戸を越える仮設住宅で不自由な生活を送る市民がいる。犠牲者数以上の人口の流出が進み、特に仮設住宅では、ごはん、テレビ、勉強、寝るということの全てが同じ一つの部屋の中で行われている。加えて、隣の家の音や外での物音などが、ほぼ筒抜けで、プライベートな空間があるようで無いような状態。こうした状況の中、昨年の秋ごろから学校の先生や支援者から「子どもたちが家庭学習できる環境が確保されているのだろうか」「仮設で暮らしている子どもたちは家庭での学習が十分に足りているか」という声が聞こえてきた。

もともと釜石市では、少子高齢化と過疎という大きな課題がある中で、今回さらに震災の復興という大きな課題を背負うことになった。長期にわたる復興と、それから復興後の釜石市をどう創っていくのか。私たちの世代の次の世代、つまり今の子どもたちをどう育て成人した後に、釜石の未来を創っていく戦力として関わってもらえるのか。それは重要で喫緊の課題。

そこで、生徒たちに信用してもらえ、安心して来られる場所を確保し、かつ学力向上を目標とした「スクラムスクール」を検討することに。しかし、事務的にも財源的にも、今の釜石市の力の多くが復興へと向けられているため、市単独での事業実施が難しいのが現状。そこで、財源面では文部科学省の学びを通じた被災地の地域コミュニティ

再生支援事業を活用。事業の実施主体としては、震災発生後から当市の学校現場で教育支援に関わってこられた公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)への委託をすることにした。

続いて公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)の亀山さんが報告。

スクラムスクールは教科学習事業と社会学習事業の大きく2つに分かれており、前者は教室型の部屋に行けば、いつでも勉強できる。後者はフィールドを教室の外とし、釜石市内での様々な体験を通じて、釜石市との絆、そして家族との絆を深めてもらおうというもの。教科学習事業は、(月)(水)(金)(土)の平日の午後4時から午後9時に、土日祝日の正午から午後9時に開設しており、子どもたちは自由に入退室できる。来場のピークは午後7時位。学校の部活等を終えてから、帰り道にスクラムスクールに寄って勉強をする生徒たちが多い。指導員を2人、青年海外協力隊の経験者を配置。9時にスクールを終えると、最終の公共交通機関路線バスはない。中高生の子どもたちが自力で沿岸にある自宅に帰すのは危険なため、循環をするタクシーを各方面に配送している。対象は中高校生を登録制にして、現在は100人を超えている。利用者のべ人数は、9月5日で1000人を越え、一日に平均12～13人の生徒が利用。

生徒からは「ここに来ると集中できます」という前向きな声が多い。体験型の社会学習事業は月に二回実施中。釜石市内を1人のコーディネーターと共に様々な場所に出かけ、農業体験、鉱山探検ツアーなどを行っている。祖父母の世代から孫の世代まで皆さんが楽しんで参加している。「友だちが増えました」と嬉しい利用者からの声

が聞かれた。また保護者の方々からは、家族と一緒にイベントに参加できたことが良かったという意見が聞かれた。

引き続き白岩さんより、スクラムスクールの実施による成果と課題について報告がなされた。

勉強をする場の確保という課題については、落ち着いて勉強できる環境を提供出来た事で一定の成果があったと考えている。生徒がこの場を利用して、さらにはその生徒が質問などをしていくかという点については、指導員との信頼関係が非常に重要になってくる。最近では、生徒の方から学校での出来事や、授業や行事の予定についても関心を持って積極的に話しかけるようになってきた。そうした意味でも、指導員と生徒の間に信頼関係が築かれてきたと考えている。また生徒同士で勉強を教え合う、あるいは社会学習事業や授業の内容について、生徒の方からも提案するようなことが見受けられるようになった。これは、生徒の側からもスクラムスクールと一緒に良くしていこうとする姿勢の現れだろう。今後、より一層良い事業として成熟させていきたい。

一方、課題としては、自主学習というスタイルゆえ、勉強する気のある生徒に利用が偏っており、逆に勉強への関心が少ない生徒にアプローチするには、自学自習よりも塾のような形式が現実的ではないかと推測される。しかし、行政が主導と連携して塾を実施するとすると、民間との競合という問題がでてくる。課題の焦点化という部分では、一定の成果はあげていると思うが、全体の学力の底上げという点では、開催場所の増設の問題も含めて、かなり検証を進めていかねばなら



ないだろう。財源面での措置も極めて重要であり、特に財源力の乏しい当市では、財源の有無が、事業の継続について大きなウエイトを占める。

当初、平成 24 年度限りの実施事業であった「まなびや」学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業は、平成 25 年度の国の概算要求に盛り込んでいただいた。予算が通った場合、被災地の実態を踏まえた、予算の柔軟な運用を可能にして欲しい。釜石市民は懸命に努力をしているが、努力が結実してそれが目に見える形で実感できるのは、いつになるのだろうかということは、まだ明らかにすることはできない。私たちもいつまでも被災地でありたいとか、あるいは被災者でありたいとは、まったく思っていない。子ども達の笑顔があふれる釜石市の未来がこれから作られるために、今しばらくは、支援や助言をお願いしたい。

4. 文部科学省からの報告

社会教育課は、文部科学省では学校家庭地域の連携による教育支援活動促進事業は、従来から実施をしているもので、子どもたちの放課後の安全安心な活動の場づくりや、地域によって学校を支える仕組みづくりをすすめてきた。補助の負担は国が三分の一、都道府県が三分の一、市町村三分の一となっており、この事業では学校支援地域本部、放課後子ども教室が大きな割合を占める。これらの事業は地域の方々の参加を得て、学校教育を地域でしっかりと支えているという仕組みで、今年度は全国で 3,036 本部が活動中。これは地域によっては、一つの本部が複数の学校をカバーしている場合もあるため、活動内容は学習支援活動、部活動の支援、図書室

や学校の校庭の校内環境整備、登下校中の見守りといった非常に多岐にわたる。地域によっては、学校支援地域本部が放課後の学習支援を行っているところもある。同じ促進事業として実施されている放課後子ども教室事業では、平成 24 年度は全国で 10,098 教室が実施されている。こちらも、支援本部と地域の方々にボランティアとして参加していただき、放課後や週末、休み期間中に子どもたちの学習や、体験交流活動を実施している。先ほどとは逆に、放課後子ども教室の中で、学習の時間を設けるという地域もある。

東日本大震災発生後に、宮城県内の 40 校の学校の校長先生にアンケートを実施し、学校支援地域本部等の震災時の様子が明らかとなった。震災後、色々な場面で、絆とか、地域の絆、家族の絆というものが語られてきたが、学校地域本部を普段から設置して活動している学校では、避難所運営が非常に上手く機能したようだ。また、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業は、平成 23 年度の補正予算でスタートした事業だが、実際には自治体自体が、甚大な被害を受けており、行政側のマンパワー不足となり、多くは平成 24 年度から本格的にスタートとなった。この事業は震災によって失われた地域コミュニティのつながりを、学びを媒介として社会教育的な手法で再生することを目的としている。子どもたちだけではなく、おとなまでを広く対象とし、仮設住宅や集会所、学校などを利用して、子どもたちが交流できる、子どもたちが学習できる場所を、復興計画を作るにあたり、地域のおとなたちが一緒に学んでいくということを展開している。活動にかかる経費の 10 割（全額）を国庫負担する委託費ということで、自治体に負

担のないように展開。被災地でのとりくみでは、地域課題に応じた学習支援や、学校と地域のおとなたちも巻き込んだ学習活動、大きな被害を受けていない内陸の方から、沿岸部へ支援を頂くといったことが挙げられる。また、自治体と大学、自治体とNPOという連携のように、団体が協力して支援活動を行っている。文部科学省としては、平成25年度の概算要求に重要な経費を計上しており、しっかりと予算を確保して、引き続き被災地へのとりくみを支援していきたいとした。

5. 厚生労働省からの報告

厚生労働省の育成環境課は、放課後児童クラブや児童館が被災したため、施設の復旧支援をすることになり、災害復旧費の予算を確保して支援をしている。この災害復旧費は、通常の施設整備費の補助率をかさ上げた。次に実際の活動に必要な備品について、再開準備経費ということで、新たな支援を実施している。震災により、地域によっては放課後児童クラブに通う子どもたちが少なくなった所もある。通常だと子どもが少なくなった分、補助金が減る事になるが、特例的に震災以前の児童数で国庫補助の算定をすることで、放課後児童クラブを安定的に運営できるよう支援を行っている。これは23年度、24年度を通して補助金の弾力的な運用を実施しているところ。被災地における子どもたちの遊び場の確保が非常に大きな課題となっており、これに対応するために、従来の安心こども基金に積み増しをして、被災地での活動の支援している。震災により親を亡くした子どもやその家族を支援するための相談援助という報告の中で、心を癒すイベント、心のケア、相談援助、避難所等における子ども

の遊び場の確保ということで、避難所に限らず、仮設住宅やその他の様々な場所での遊び場の確保を行うなどのとりくみを支援している。加えて福島では、原発の事故の影響により、子どもたちは外遊びが困難な状況にある。その状況に対応するため、安心こども基金、第四次補正予算で、福島に優先的に配分を行い、屋内でのびのびと遊べる環境整備、自治体が実施する遊び場の確保、あそびの活動等のとりくみを支援している。具体的には、岩手県では、わんぱくキッズ、招待事業を行ってきた。被災地では公園に仮設住宅が建ち、遊びの場が生活の場になってしまう状況があり、被災地から離れて子どもたちが伸びのびと遊べる機会を提供する必要があるということで、放課後児童クラブを利用するお子さんや児童館を利用するお子さんを対象に募集をかけて、岩手の子どもの森、岩手県立児童館という場所に招待し、多様な遊びを体験する機会を提供してきた。参加人数は4,200人ほどであった。宮城県では、石巻市で「黄金浜子どもの遊び場づくり」ということで、ボランティアの協力も得て、瓦礫やガラスの破片を一つひとつ撤去し、新たに「ちびっこ遊び場」というものを設置したというとりくみがある。福島県では、屋内の遊び場確保事業ということで、代表的なものとして昨年の12月に「ペップキッズ郡山」が開設された。非常に好評で、利用者が三ヶ月で10万人を超えた。その他、郡山市以外でも、白河市、その他の市町村でも、こどもの遊び場づくりということで、安心こども基金を活用したとりくみが行われている。

次に若者の就労支援について、職業安定局から報告がなされた。

新卒者の就職支援ということで、平成22年度



以降、ジョブサポーターという就職の支援を専門に行う専門支援員を大幅に増員して新卒者の就職支援ということに力を入れて来た。岩手、宮城、福島については、特に重点的ジョブサポーターという専門支援員を配置、増員して就職支援にあたってきた。関係大臣からの主要経済団体への採用拡大要請や、ハローワーク、労働局が地元自治体や教育委員会と連携して、各県内の経済団体への採用拡大の要請や、実際に地元の事業所回って求人開拓を行っている。被災地の生徒の就職希望、就職の希望地、職種、そうしたものを調査して、それに見合った求人をハローワークの全国求人ネットワークを活用して求人開拓にも当たっている。

また、高校卒業予定者を対象とした就職面接会を数多く開催。23年度の10月14日には「がんばろう東北、新規高卒者の就職面接会」として、首都圏の企業が仙台に来て、岩手、宮城、福島の高校生を対象とした就職面接会を開催した。11月には埼玉、栃木の就職先を紹介。福島の会場までバスを用意し、参加希望の生徒が参加しやすいようにした。24年3月卒業の高校生の内定状況は、岩手・宮城・福島のいずれの県においても、前年度を上回る内定状況を得ている。被災3県における25年3月卒業予定の高校生を対象とする求人の状況も、昨年度と比べ、求人数が上回っており、引き続きこのような形で就職支援を行っていくと述べた。

6. ビーンズふくしまの中鉢博之さんからの報告

ビーンズふくしまは、もともと福島市で不登校の子どもたちの居場所や学習支援をするNPOであった。東日本大震災により福島県でも地震と津

波により広大な地域が被害を受け、特に福島県では原発事故により、双葉郡の八町村、南相馬市、飯舘村では全町避難を余儀なくされ、家族ぐるみで避難している。

震災後、最初の頃は皆さんこれからどうなるかわからない中で、荷物や身の回りの物を何も持たずに、避難せざるをえなかった。3月から5月には一次避難所に入り、かなり長期に渡り、避難所に入っていた方が多かった。8月の終わり頃まで、子どもたちが一次避難所に居たという事があり、親御さんの仕事の都合や学校の都合で、子どもたちは生活的にもかなり不自由な状況のまま、かなり長い期間避難所から学校に通っていた。

双葉郡の浪江町では、原発事故により全町避難となった。警戒区域、計画的避難区域に指定されて、現在は人口約21,000人の内、14,000人が県内の仮設住宅やかみなし仮設に入っており、7,000人が県外で避難生活をしている。福島県内の避難だが、沿岸部の海沿いのところから内陸部のところへ70キロから80キロくらい離れて避難生活をしている。同じ町に住めるとか、隣町に移れるという状況ではなく、特に浪江町は人口約21,000人という事で、双葉郡の中では一番人口が多く、一つの市や町に避難できない。かなり分散して避難せざるをえないということで、北は福島県の桑折町から、福島市、二本松市、本宮市、その他はみなし仮設まで入れると、郡山や白河あたりまで広範囲に渡り避難していた。避難前の小学校六校、中学校三校すべてが休校となり、9月より浪江小学校、浪江中学校のみが、二本松市内の廃校を使う形で開校したが、かなり山奥の廃校を利用するために、全部が浪江小学校、中学校に入れたわけでは無かった。そうして、

ほとんどの子どもたちが区域外就学という形で避難先の市町村の学校にバラバラにならざるを得なかった。

避難所の段階で、みなさん避難所から近いところに転校できたというわけではないということと、避難所からそれぞれ親が送迎する形で通学の対応をしたり、避難先でも学校の転校を何回も繰り返したという方も多かった。避難所という不安定な環境下での長期に渡る生活は、子どもたちにもかなり影響した。

度重なる避難生活、転校、友達関係、断絶、家庭環境の変化、失業、同居家族の分断、今まで三世代で住んでいたが、離ればなれで暮らさざるをえなくなったり、父親が原発関係の仕事で母子だけで離れて暮らさなければならなくなった。そのため、子どもが不安定になったり、悲しみや心の痛みの表現が困難になったり、そのストレスをため込んだりなどが表面化した。四畳半二部屋の仮設住宅で兄弟の居る家庭の場合、下の小さい子がうるさくて勉強できない、それに対して親に我慢しなさいと言われたというケース、避難生活が長いために生活リズムそのものが崩れてしまったというケース、避難元の地域と避難先の地域との学力格差があり、避難先に合わせて学習について行く事が大変といった色々な問題が起きている。心のケアや学習支援等、子どもに中長期に渡る支援が不可欠ということで、特に学習ということに限ってみても、狭義の勉強指導だけでどうにかなるということではなくて、子どもたちには、本当に学ぶ意欲そのものを支える支援が重要になっている。親が将来の見通しも持てないで、失業したまま、仮設住宅で過ごしていることで、子ども達にとっては、それ

がストレスとなり「何に希望を持って生きて行けばいいのだろう」という気持ちになる。

仮設住宅での支援として「うつくしまふくしま未来応援プロジェクト」を実施。これは、遊びや学習を複合的に支えて行こうというもの。区域外就学で、避難地域ではない学校に、避難地域の子どもたちがバラバラと入っているので、学校で学習支援を行うとその子たちだけを特別扱いすることになってしまうという理由から、仮設住宅の集会所のスペースでの支援を実施。そこにボランティアのコーディネートや地域の中で指導できる方のコーディネートなどをNPOとして行いながら、継続的な支援を行っている。プロジェクトの目標は、子どもの学習と遊びを支援し、子どもの元気を取り戻すこと、おとなを元気にすること、おとなが子どもたちに関心を持ち寄り添えるような地域をつくること。また、おとな同士もバラバラになっているので、おとな同士も繋がりながら子どもを支えていけるようにととりくみをしてきた。

浪江町、富岡町、川内村での支援の最初は、大学生と一緒に遊びの支援から入って行き、福島大学の大学生と共に仮設住宅に入っていった。最初は、仮設住宅の集会所がうまく使えないなどの問題があったが、浪江町の行政や教育委員会等と連携しながら仮設住宅の学習支援をはじめた。今年からは、保護者会を実施し、保護者と共に支援体制を作っている。

子どもをもつ世帯の孤立の防止や、子どもを支えていく力を取り戻す、ボランティアだけで支えるのではなく、地域で支えることを大事に考えてきた。仮設住宅の中では、子ども達がストレスを抱えており、思いっきり走り回りたい



子どもたちは、外で走れないので、集会所で大暴れして、寂しそうな表情をする子どももいた。いじめのようなことも起きた。しかし、その子たちが大学生と関わるようになり、関係も良くなって、笑顔がみられるようになっていった。

学習支援は広範な地域で実施されているが、すべての地域で展開出来ているわけではなく、今のところ県北が三カ所、郡山周辺の地域で二カ所の仮設住宅で活動を展開している。継続した支援を行う事は大変だが、結果的に子どもたちの気持ちに寄り添う、それが将来の希望を紡ぐという事でここまで頑張ってきた。

平日の学習支援の流れとしては、小中学生が帰ってくるのは、5時から8時頃まで。中学生は6時半から8時までの一時間半。小学生が5時から6時半までの一時間半という形で支援を実施。子どもたちからは、「勉強できなかったので、こういう場所ができてうれしい」「みんなで集まれるのが楽しい」「仮設住宅がかなり増えた地域にあるので、塾とかなないので助かる」という声が届いている。今まで、住民の方々は子どもの教育や将来、どうしたら良いのか悩んでいたが、ここに来て、共に考えてくれるようになり、そこから「育成会」も出来た。学習の時に、親御さんが色々な面で目をかけにきてくれたりということもある。一方で課題としては、支援にかかるボランティア、マンパワー不足と、この活動がいつまで継続できるのかという不安である。

浪江町の復興計画の中間報告では、NPO との連携の部分で、特に子ども支援のところでは、行政の力だけでは十分に支援を行うことが難かしいという事で、民間との連携の枠組みを作るようにした。しかし、支援を継続するための財源

については今後の大きな課題。そして、未だみなし仮設の人たちへの支援が進まない状況の中で、支援者も疲弊してきている。こういうところをどう支えていくのかということも、民間と行政と、あとは住民の参加というかたちでも、含めて解決していかなければならない課題だ。

子どもが福島で育ち、次世代に地域や文化が継承されて行くことが大事だが、除染も進まず、いつまで避難するのかという事も分からない。親御さんは悩んでいる。子どもたちも自分のふるさとは記憶にあるし、大事だと思っているが、それが段々と薄れている。だからこそ、そこをつなぐ意味でも、学習支援というものが大切だと考えている。

7. キッズドアの片貝英行さんと渡辺由美子さんからの報告

キッズドアは2007年に設立され、震災前は主に東京で大学生や社会人のボランティアと共に、特に児童養護施設や経済的に困難を抱えている子どもの学習支援を行ってきた。現在では、東京と仙台を拠点とし、ボランティア登録は東京で800人、仙台で200人程度。昨年度の活動としては岩手、宮城、福島の3県と東京都に避難されている方々への支援を実施。特に小学校の放課後の見守り・学童保育と中学校の放課後学習会の補助、都市部で中3生向け無料の公立高校受験対策講座「タダゼミ」を、学校や教育委員会と連携して行ってきた。今年度は宮城県と福島県で活動を実施している。

宮城県の南三陸にある戸倉小学校は、校舎が被災したために、今年度は志津川小学校に間借りしているが、子どもたちがスクールバスで下校

するまでの時間、安全指導員が、子どもたちの放課後の遊びや勉強の見守りを行っている。体制としては南三陸町教育委員会からの委託事業として、資金は日本ユニセフ協会から頂いている。戸倉小学校は、間借りしている志津川小学校区の学童保育を使えるが、有料で条件が厳しくて活用できない家庭がある。また、スクールバスが出るまでの時間までで良いという家庭や学校側のニーズとの不一致があるため、放課後見守り事業として実施している。指導員は、地元の保護者の方を雇用している。無資格者・未経験者もいるのでの必要な研修を継続的に行っている。

仙台市では、震災等で経済的に困難を抱えた中3生向け無料の公立高校受験対策講座は、昨年度も行っていたが、今年度は仙台市教育委員会と共催で実施。仙台市教育委員会を通して、市内の中学校に案内を配布し、キッズドアに直接申し込みを頂いている。現在、受講する生徒は60人で、毎週か隔週の日曜と長期休暇中の集中講座を行っている。対象は、震災で経済的に困難を抱えている家庭や、生活保護、就学援助を受けている家庭、沿岸部から仙台市に避難してきた子どもたち。その中には、仙台の高い学力の学校で自信を失ってしまう子もいる。特に地元の成績優秀者が多い。高校卒業したら実家を継ぐような子と、高校や大学を目指す子とでは学力に格差があるためだ。そうした子どものフォローなども行う。授業は、個別指導と集団授業、グループワークを組み合わせで行っており、受験まで半年と差し迫っているために、学習計画を立てて行っている。中には学習以外の悩みの相談もあるが、そうした悩みの相談も受けながら学力をつけられるようにしている。

文部科学省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用して、3つの中学校で放課後学習会を実施。生徒指導アドバイザーという、元教員の方や教員免許を持つ方、ボランティア（主に東北大学の学生ボランティア）と共に学習支援をしている。スクールバスが来るまで、もしくは18時までの間、学校内の空き教室で行っている。家庭学習の補強として、主に基礎学力の定着を目指している。大きなメリットは、学校の先生方と生徒の学習状況を共有しながら、個々のお子さん生徒に合わせた支援の情報共有が出来ること。主に基礎学力の定着を目指している。仮設住宅などで実施すると、支援しきれない子どもも出てくるが、学校の中でスクールバスがくるまでの時間で限られることもあり、半強制的に学習補助が出来るというメリットもある。

福島県楡葉町では、先ほど文部科学省「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を使い、学習支援員向け研修や地域の大人も巻き込んだ生涯学習を実施。楡葉町の良いところは、町が一体となっていて、教育委員会と住民福祉課が互いに連携し実施する体制があり、そこがとりくみやすいポイントだと考えている。ここでは学習支援だけではなく、地元の雇用福祉、子どもたち、親にもICTを使ったプラスアルファの学習支援等も展開を予定している。学校の放課後の学習会「ゆずり葉学習会」は、楡葉中学校の生徒のことを「ゆずり葉」と言うので、その名前をとって「ゆずり葉学習会」としている。いわき市内には多くのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々がおり、常勤ではないため、非番の時に有償で活動に参加いただいて、子どもの勉強を見ながら、カウンセ



リングをしていただく形を取っている。

昨年の4月から活動をしてきているが、フェーズが少しずつ変わってきている。最初の避難所で過ごす段階には、避難所の遊びや学び、心のケアが非常に重要だ。他の地域に区域外就学していた時は、不登校だった子どもも多く、再開した学校に戻ってきて、登校を再開出来た子どもも多い。安心出来る場所の確保と心のケアが必要。学習の遅れや欠如を取り戻すという支援も行っており、継続的に行う必要がある。特に福島県では転居回数が多かったことから、学校毎の学習進度の違いで転校のタイミングが悪いと学び漏れる单元があることも。今は三年生であっても、一年生、二年生の時に学び漏れているものがある、その部分を埋めるのに大変苦労している。先生方も被災されており、大変なので、そうした部分もフォローできたらいいと思っている。

その他として、民間資金を活用した徹底的な英会話講座、グローバルな社会で打ち勝つための勉強を経済的な困難を抱えている子ども達に実施。今後は復興を支える人材輩出という視点を持って、キャリア教育や、グローバルな人材育成というところに力を入れて行きたい。基礎学力の定着も確かに必要だがこういうとりくみに関しても継続的に行っていきたい。

8. 子ども福祉研究所の森田明美理事長からの報告

岩手県下閉伊郡山田町にある山田町ソントハウスは、大学の卒業生達と一緒に立ち上げたNPO 法人が岩手県の山田町に展開している事業で、常設の施設。地域で行われている生活支援が中心の子どもたちの自習室で、ちょうど中学から歩いて20分くらいの所にあり、親が迎えに来

ることが出来る。すべての人材を現地で雇用し、現地の方達が主体的に支援を行う形で事業を展開。現在、山田町には子ども支援を行う団体が4つあり、3月に4団体が集まり情報交換の場を持った。その際、ひとつの団体が子どもたちの送迎のために車の提供を申し出たが、親たちはそれを受けなかった。親たちが迎えに来ると、中学生たちが相乗りして帰宅するが、その時の会話の時間が豊かな実りとなっており、親自身がそれを大切にしていることが分かった。当初は厚生労働省や文部科学省からの補助金を使わせてもらえないかを検討したが、結果的にはどこの公費も使うことが出来なかった。理由は、町が特定のNPOや特定の団体を認める事が、たとえば被災地であっても出来ないという判断をしたからであった。そうすると、どの費用も使えなくなってしまう。震災前からあった児童館、あるいは児童保育や保育所などは復興するが、今回私たちが手がけたような中高校生や若者たちが対象の支援となる施設は、既存の事業ではないために、ほとんどが展開できないということになる。この事業は全て無料で夕方に軽食を提供し、月曜日から土曜日の夜8時まで自学自習が出来る場所の提供している。今の段階では、地元の中学生490人の内、170人位が利用しており、少ない時には数人から、多い時には50人位が来ている。これを「お帰りからはじまる居場所支援」と呼んでいる。また、子どもの参加を実践し、子ども委員会を設置。ソントハウスでは主に2つの活動が実施されており、学習スペースと街かどギャラリーである。学習スペース「おらーほ」は、子どもたちの無料の居場所。7人を雇用しているが、短時間で低賃金(給料625円)で運営しており、授産

的意味を持たせた活動となっている。最初はおやつ付き自習室という形から展開していき、奨学金や軽食の提供と学習支援という名称になり、最近では奨学金や家族支援が始まっている。震災から1年半が経過し、辛い気持ちになる保護者も出てきており、授産的事業を負担のない形で展開させていく事にした。ものづくりクラブという、親たちが自主的に活動しながら、保育園で子どもたちが遊びに使用する保育具材を作り始めている。それは、単に午前中の場所が空いているから、保護者の仕事を作り出すという目的ではない。中高生の居場所では、彼らが社会へ飛び立つための社会のやさしさや安心感を実感できる体験を作り出すことが必要であり、家庭や地域がどんな状況になっても、社会が支え続けるということが実感できるための事業である。子ども支援に関しては、長期的支援における「希望の循環」が必要である。

9. 国会議員からの発言

非常に国会情勢が厳しい中、出席の国会議員の方々からの発言があった。

民主党衆議院議員の山崎誠議員は、復興へ向けての大事な鍵となるのが、子どもであるとし、どのように子どもたちを守るかという点で、皆さんがご苦勞をされていると語った。今回の意見交換会では、大切な子ども時代の学習の場をどうやって作っていくのかという事が求められており、そのために予算を使いやすくするなど、政府がもっと力をいれて行かねばならないと述べた。

社民党参議院議員で東日本大震災復興特別委員の吉田忠智議員は、文部科学省、厚生労働省、復興庁の担当者に対して、ここで報告を受けた課

題や要望を水も漏らさず、それぞれの担当へとつなげて頂きたいと述べた。概算要求については既に締め切られ、これから編成の作業に入る。平成23年度の復興関係予算では不要や繰越額がかなり出ている。被災地は予算を必要としているのに、被災市町村、被災県、国の努力にも関わらず、予算を執行できる体制が整わなかった。現在24年度予算を編成中だが、その予算の使い方についても、担当の平野復興大臣が関係の復興関連予算が他に使われていると明言するほど、かなり問題は深刻だと述べた。そして、大変申し上げにくい事と前置きされて、予算額が厳しい中で各省庁とともに様々な理由をつけて予算を獲得する努力をすることが、結果的に復興という名目で、復興関係以外に予算が使われてしまうことになる。予算編成、それから予算案が決定した後も、必要な予算を確保出来るようにしていきたいと述べた。

民主党参議院の岡崎トミ子議員は、仮設住宅、みなし仮設などは環境という部分に重点をおいて予算が計上されてきたが、それでも子どもの居場所がないと訴えられてきたとし、学習の場の状況や、間借りできているとしても、必要な支援を訴えた場合に、縦割り行政の中で十分な支援を受ける事が出来ない。ここからは、従来まであった形に合わせていくような概念ではなく、どのように被災者である子どもたちが抱える問題に支援するかが重要な視点であり、それは政治の力に掛っていると述べた。子どもたちが、非常に狭い仮設住宅の中で、大変苦しんでいると同時に、狭い空間・環境から児童虐待やDVの問題などが起きる可能性が十分に考えられ、現実起きていたとした上で、震災後1年半が経過し、子ど

もたちが更に辛い状況に陥っている事を踏まえ、今後これらの問題にとりくんでいきたいと述べた。子ども・被災地支援を目的として6月27日に公布（平成24年法律第48号）・施行された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（原発事故子ども・被災者支援法案）」は与党、野党に関わらず、新しい議員立法という事で作られたわけだが、今後は与野党が連携して何か必要か、具体的な方法・施策を計画し、詰めの作業をしていかねばならないとした。

最後に、これまでも意見交換会の開催にご尽力いただいている民主党参議院議員の大河原雅子議員より、被災地より参加された報告者の方々に感謝の意が述べられた。霞ヶ関で作られる予算の配分の仕方についての課題、また予算が十分に使われていないといった現状がある。政府に対しては、例えば、被災をして再開を目指している児童館がどれほどあって、そのうちどれくらいの児童館が支援を求めているのか、また支援を申し出る事が出来ない児童館があるとすれば、その理由は何なのかを知る必要がある。地元の自治体、あるいは支援するNPOやNGO、また企業が共に、どのようなとりくみをすることで、一日でも早く子どもたちを元の生活に戻すことができるのか、いま後回しにされている子どもたちの生活を復旧させることができるのか、そうした視点を持った報告を頂きたかったと述べた。確かに子ども支援における予算項目についての報告と復興事例についての報告はあったが、では実際、つけられた予算が、どの程度の効果を持ち、どこまで子どもたちの生活を復旧できるかという報告に

は至ってはいなかったのではないかと。各報告から、見えてきた課題については各省庁の担当者にはしっかりと持ち帰って頂きたい。復興庁においても、子どもと家庭にしっかりと重点をおいた復興の視点を持って頂きたいと強く要請した。

10. まとめ

最後に森田事務局長より、省庁からの報告の中には、現在執行されている予算や実施されている事業についての報告があったが、被災地や市民は実際に復興関連予算が、どのように問題への解決に向けた効果を持ち、それによって子ども達の生活や子育て家庭がどのような形で復旧できているのかに関心があると訴えた。今後一層の子ども家庭に重点を置いた復興の視点の必要性を求めた。



Report

3

シンポジウム

「子育て支援・子ども支援の 新たな展望を拓く」の報告



旭川大学短期大学 清水 冬樹

はじめに

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2012 実行委員会主催（共催：目黒区協力：めぐろ子ども支援ネットワーク）「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2012 in 目黒は、「全体テーマ：子育て支援・子ども支援の新たな展望を拓く」を設定して、2012 年 9 月 29 日（土）・30 日（日）の両日に 1 日目は、めぐろパーシモンホール（東京都目黒区八雲 1-1-1）2 日目は、目黒区民センターと田道ふれあい館を会場にして開催された。2 日目は台風の直撃に会い、午後の報告を切り上げるという厳しい天候の中であったが、1 日目の参加者は 900 名、2 日目に開催された 8 つの分科会には 320 名、合計 1220 名の参加者を得て開催された。

この紙上では初日、尾木直樹さんの講演に続いて行われたシンポジウムについて報告する。なお 2 日間のシンポジウムの全体は、子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究第 22 号』日本評論社の紙上で報告される予定である（2013 年 2 月刊行予定）。（編集部）

コーディネーター

森田明美さん（東洋大学社会学部教授）

このシンポジウムを進めていくにあたって、

着目すべき点について概略を述べる。

被災地の子ども支援の現状から、日常的な支援活動のないところへの震災を経験し、ここから子ども支援を作り出すことの難しさを感じている。

震災における子ども支援の課題として 7 つ提示する。

- 1) 特別な課題を抱えた子どもへは特別の支援が必要：やさしく暖かい子どもへの視線
- 2) 子どもの権利の視点の明確化：子ども参加、子どもと共に復興する
- 3) 権利侵害を許さない：子ども自身の相談・救済のしくみ
- 4) 多様な分野の横断的なネットワーク：権利と権利のぶつかりの調整
- 5) 行政と市民社会との協働の推進：つなぎ役とつなぎ方
- 6) 環境整備と保護的支援の重層的支援の展開：強制的な移動の影響
- 7) 支援の継続性：希望をつなぐ

これらの課題を克服するために、総合化、重層化、継続の視点が必要となり、今日のシンポジウムにおける報告の切り口となる。そして、子どもの権利を実現するために、自治体がなすべきことは次の 3 点を挙げることができる。

- 1) 課題への共感（当事者参加）と地域に出向き・



- 個別支援実施への決意、自治体責任の自覚
- 2) 実態からのスタートその人なりの価値への寄り添い継続支援（地域・家庭・親子個別支援）
 - 3) ネットワーク（信頼）形成への相互の努力

子育て支援の多様で総合的な展開

萩原 賢一さん（世田谷区子ども部長）

子ども施策を検討していく上で人口動向を押さえることが重要である。世田谷区は0～5歳の子どもたちの増加率が14.1%であること、世田谷区に転入してくる子育て家庭が増加しているが、その特徴として転入後第2子が産まれる家庭が多いこと、35歳以上の出産が年々増加している、第1子の割合が6割、キャリアのある母親が多いことから、子ども施策の充実が求められる。

平成14年に子ども条例が施行され、これを拠り所として子ども計画策定している。世田谷区子ども計画の基本的な考え方として、子どもの視点の重視を掲げている。

子ども計画における重点とりのくみとして、保育環境の整備、支援を必要とする家庭のサポート、子どもの成長の支援を取り上げる。

保育環境の整備について、待機時解消問題が喫緊の課題である。経済状況や人口動向からも、待機児童数の増加が著しく、保育サービスの定員拡充のために。用地の確保、認証保育、小規模保育の誘致し、3900人近くの定員の確保を行った。また、子どもの視点から保育サービスの拡充を行う際、サービスの質の向上も同時なされなければならない、巡回指導相談員が認可・認可外に対する指導・助言を行っている。また、

区をいくつかの地域に分けて保育関係者が定期的に情報交換をすることができるネットワークを立ち上げている。

支援を必要とする家庭のサポートについて、予防的実践が必要であり、子ども家庭支援センター要保護支援協議会などのとりくみを紹介する。中でも、危機的介入、児童相談所に行く前の支援が重要とし、虐待に至る状況を3つの段階に分けた。一次予防の段階（問題が顕在化していない健康的な状況）では、子育て家庭の孤立を防ぎ家庭同士の交流の促進し、二次予防（育児不安を抱えている段階）、ヘルパー派遣、ショートステイ、デイケアを提供、三次予防（重篤な状況になっている段階）学生ボランティアの派遣などを行っている。

子どもの成長の支援として、世田谷区独自のとりくみである新BOP事業（Base Of Playing、遊びの基地）や、児童館の運営やユースミーティング世田谷など、子どもの参加・参画の実践がなされている。

総合的な子ども支援策を検討していく上で、家族、家庭が子育ての第一次的責任を負っているものの、それを支える地域のあり方が問われており、多様な機関や立場の人々が総合的に関っていく必要がある。

子どもが安心して相談できる環境づくり

-NPOとの協働による「こどもほっとダイヤル」の展開
中山 恵里子さん（三重県（前）こども未来室副室長）

2011年4月に制定された三重県の子ども条例に基づいて設置がなされた、2012年2月に開設した「こどもほっとダイヤル」について報告する。

子どもホットダイヤルに関する概要が説明された。NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク（以下「チャイルドライン」とする）に委託をして共同で実施している。

子ども条例の基本理念には、子どもを権利の主体として尊重する、子どもの最善の利益を尊重する、子どもの力を信頼することが掲げられ、子ども自身の育ちを支え、子どもが力の発揮することを応援し、エンパワメントできる具体的な実践を検討する中で、「子どもほっとダイヤル」が開設された。

元々三重県では住民の相談を受け付ける窓口があり、毎年だいたい8000件の相談があった。そのうち子どもからは400件の相談があった。しかし、チャイルドラインには子どもたちから年間10,000件近くの相談があった。課題としてチャイルドラインには届いているが、県には届いていないということが感じられた。

三重県における子どもの相談・救済の現状の課題として、子どもたちは行政の窓口が子どもの相談窓口とは思っていないということである。つまり、行政窓口で相談してしまうと、子どもの問題が大人の問題になってしまったり、見えない大きな力で物事が進んでいってしまったりして、子どもは相談窓口に対して不安や不審を感じ相談をしないということが見えてきた。

一方でチャイルドラインに対する信頼は高いことが分かってきた。ただし、チャイルドラインは傾聴、相談者を特定しない、相談機関を紹介するという性格のものであり、救済が必要であったとしても、それから先には関われないという限界があった。

このような三重県における子どもの相談窓口の現状から、子どもの権利を実現していくためには相談から救済につなげるシステムが必要だと感じた。

庁内調整をする中で抵抗がいくつかはあったが、相談窓口を開設することはできた。しかし、大切なのは開設することだけではない。子どもからどうしたら信頼される存在になれるのか、相談員の負担を支えていける体制、行政の事情を窓口の運営に影響を与えないこと等、行政が主体となって相談窓口を運営することは大変難しい状況にあったことから、何度も打ち合わせをする中でチャイルドラインに委託することになった。

役割分担として、三重県は、相談窓口に関わる予算の確保、各部局との連携を担い、チャイルドラインは窓口における対応、相談員フォローアップ、研修、質の向上のとりくみなどを担うこととした。

開設当初から2012年から6月にかけて1925件相談があった。内容として人間関係、いじめの相談が多く、虐待案件は22件、そのうち児童相談所に3件つなげたこともあった。開設当初はいたずら電話があったけど、子どもたちが試していたのではないかと感じている。つまり、ここは本当に信頼できる所なのだろうかということを確認しているということである。

悩みを抱えている子どもの相談は、一度の相談で全て話すことはないし、全て解決できることでもない。寄り添いながら子どもたちの力を信じて耳を傾けていることが私たちには求められている。そういった意味では県とチャイルドラインの共同の成果として、子どもから与えら



れるチャンスは一度きりだが、このチャンスを受け止めることができる現在において最も有効な方法だと感じている。

県が相談窓口を開設する意味は2つあると感じている。1つは目の前の子どもたちを救済することであり、もう1つはここで得られた子どもたちの声をこれからの施策につなげることである。

大震災からの復興における

子どもの居場所・まちづくりと子ども参加

門間 一也さん(宮城県石巻市子育て支援課主査)

この場をお借りしまして、全国の皆様に励ましの言葉やご支援をいただいたことに感謝申し上げます。

石巻市の人口について、震災前は163,000人であったが震災後人口が流失し152,000人となっている。漁業で栄えてきたが、石巻港の開港により工業としても発展するようになってきた。

2012年7月時点での震災による犠牲者数は3940人。住宅は55900世帯が全壊ないし半壊している。漁港や工場、水産加工業は壊滅してしまった。幼稚園や学校の被害は71校中51校に被害があり、保育所や子育て支援センター等は42施設のうち33施設に被害があった。学童保育は28ヶ所中13ヶ所に被害があった。子ども自身に対する被害としてメンタル面だけでなく、仮設住宅設置のため子どもたちの遊び場である公園や学校の校庭等が失われた。学童保育等の事業を利用している子どもたちは仮設住宅等でサービスを利用しているが、そういった事業を利用していない子どもたちは居場所がな

く、家で過ごす状況に置かれている。中高生に関して、自宅と学校の行き来のみとなり、居場所がないため、夜中に駅周辺でストレスを発散するようになっている。この状況は震災後3ヶ月ですで見られていた。

行政としての子ども支援として、震災後すぐに行ったのは施設等の復旧と代替施設の建設であった。また補助金等で認可外保育所の開設、ひろば型の子育て支援センターも開設している。子育て支援に関わるボランティアやNPOとの連絡調整や補助金の交付も行っている。小さい子どもたちに対する支援を優先したため、小学校や中高生に対する支援は行政によるものはほとんどなく、ボランティアやNPOの活動のみとなっている。

そうした子どもたちに対する支援として、Save the children japan (SCJ) との連携をしている。SCJは教育現場における防災教育の普及、公園整備等遊び場の確保などハード面の支援のほか、学童ではイベントの開催などを実施している。各現場の専門職に対する研修も実施している。また、子ども参画の手法を用いながら復興支援の方策についても協力をしている。SCJが行った調査によると、子どもたちの多くが社会参加、復興、まちづくりに関わりたいと答えており、子どもまちづくりクラブが2011年7月に立ち上がった。様々な活動を通して、子どもたちの活動拠点が必要であると感じ、「子どもセンター」の建設計画を検討することとなった。

子どもセンターは、子どもたち自身が設計から関わり、専門家や見学を通してアイディアを出し、設計図を地域の大人たちに提案をした。

この子どもセンターは建設後 SCJ から石巻市が寄贈を受け、石巻市で運営をしていくことが決まっている。また、運営について子どもたち自身が参画することとなる。そのために今後子どもセンターに関する設置条例を策定するが、ここにも子どもたちが中心となって原案を考えていくことが検討されている。

行政と NGO の共同はお互いを理解するところから始まり、目的が一緒であれば方法は違えど共同できると感じている。

子ども条例に基づいた子ども施策の推進 石綿 晃（目黒区子育て支援部長）

目黒区における区民の世論調査を実施したところ、区に対して優先して行ってほしいこととして、今年は防災に関することが 1 位だった。子育て支援に関することは例年 3 位か 4 位で、常に関心の高いこととなっている。合計特殊出生率は 0.89 となっており、東京で 4 番目に低い。

子ども施策を実施していく庁内の構成から紹介する。子育て支援部 3 課 1 担当課長で構成され、子育て支援課は学童保育、児童館、児童手当等に関することを担当している。子ども政策課は子どもの権利擁護等に関する担当をしている。保育課は保育所の入所等に関する担当、担当課長は待機児童対策等を担当している。

平成 17 年に子ども条例が施行された。平成 16 年に子ども条例を考える区民会議を設置され、学識経験者だけでなく住民、高校生が関わって議論された。平成 17 年に基本的な考え方を提言として区長に提出し、提言を元に子ども条例は策定された。

目黒区の特徴は、未来を担う子どもたちが生

き生きと元気に過ごせるまちを目標とし、提言を元に策定しており、子どもたちの意見が多く反映されている。また、子どもたち自身が条例を理解したり目にしたりすることがしやすいように、条例そのものにはふりがなをふっている。子ども条例において、子ども総合計画を策定すること、子ども施策推進会議・子どもの権利擁護委員の設置を明記していることも特徴として挙げられる。

子ども総合計画は平成 22 年 3 月策定された。保育計画、母子保健計画、次世代育成支援対策推進行動計画などを含めた総合的な計画である。基本理念には子どもの人権を尊重すると明記した。権利とすると様々な立場から見方が違う場合があり、人権という表記をした。子ども総合条例は平成 22 年度から 5 年間の計画となっている。

子ども施策推進会議は、子ども施策の評価をする機関として設置されている。今挙げた子ども総合計画に対しても答申を受けている。

子どもの権利擁護委員として臨床心理士、弁護士 の 2 人に委嘱し、電話相談や面談をしている。相談件数は昨年度 140 件あった。

子ども条例の普及啓発として、子どもたちの絵を採用した子ども条例の普及を目的と下カレンダーを作ったり、小さい子どもたちでも子ども条例が分かるように絵本作った。絵本は多言語であり区民からの提案で作り上げることができた。中高生向けの普及啓発として条例に関わるマンガを作った。マンガを作るにあたって、区内の大学生に関わってもらった。

条例の成果、区内には中高生にターゲットを絞った児童館があるが、そこでティーンズフェ

スタとしてコンサート等を実施した。企画運営は全て中高生が行い、条例の効果があったものと捉えている。他にも子ども参画として、高校生による目黒区のタウン誌、情報誌を作成している。

子ども条例が施行5周年企画として区民発案で講演会と分科会を実施した。講演会後の分科会で、目黒区内で活動する子ども、目黒区内で子育て・土育てにかかわる活動をしている団体および個人で構成される「めぐろ子ども支援ネットワーク」が発足することとなった。

子ども条例が策定される段階から常に区民との共同、あるいは区民発案による活動が多くあり、行政の役割として区民と一緒に考える、行政のことを押し付けないということを大切にしてきた。条例そのものが住民から提案されたものであるということを、常に意識して子ども施策の推進を行政として行っていきたいと考えている。

シンポジウムのまとめ

森田明美さん（東洋大学社会学部教授）

今日の4つの自治体では市民社会との共同が多く見受けられた。しかし市民社会はある意味で課題を抱えていると見るべきである。今回報告があったように、自治体に市民との共同が有効である場合と、そうまくいかなない場合がある。例えば震災に絡めて言えば、市民が被災地から離れていき、市民社会が継続的に子ども支援を担っていくことができない場合がある。自治体によってこういった様々な課題を抱えている。だから、市民社会に行政が全てを丸投げするということは許されないし、子ども施策が一

過性のものであることを避けなければならない。普遍的なものになるよう構築することが求められるし、目黒区のネットワークはその先行事例として考えられる。市民社会の危うさやゆらぎを和らげていくことが、新たな子ども施策の課題となっていく。



Report

4

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」

助成事業報告

2011年度

「日本語を母語としない親子のための 多言語高校進学ガイダンス」

日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会

実行委員長 角田 仁



(1) 着実に進展する多文化共生社会

日本社会は、リーマンショックによる経済不況と2011年3月11日の東北大地震、それに伴う福島原子力発電所による放射能汚染によって、多くの外国人が日本から母国に帰国した。しかし、その後、日本に戻ってきたケースもみられ、その実態は地域によって異なっている。東海地方においては、日系人の子どもの減少がみられ、また大都市の日本語学校で生徒数が少なくなったとの報告も聞く。

法務省によれば、「平成23年末現在における外国人登録者数は、207万8,480人であり、前年に比べ、5万5,671人(2.6%)減少した。平成20年末をピークに3年連続で微減傾向が続いており、平成23年末は、5年前の平成18年末(208万4,919人)をわずかに下回った。外国人登録者の我が国総人口1億2,773万人(総務省統計局発表の平成24年1月1日現在概算値による。)に占める割合は、前年に比べ0.04ポイント減少

し、1.63%となった。男女別では、女性が113万3,345人(全体の54.5%)、男性が94万5,135人(全体の45.5%)であった」とされている。また、同じく法務省によれば、平成23年度末、「外国人登録者が最も多いのは東京都(40万5,689人)で全国の19.5%を占め、以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県と続いている」となっている。

日本社会全体では、前記の二つのできごと等による影響があったにもかかわらず、外国人登録者数は「微減」であること、そして最も多く集中しているのが東京都であることが報告されている。全国で200万を超える外国人登録者があり、その中で約40万人が都内在住で、外国人のおよそ5人に一人が東京で暮らしている、と言える。

外国人登録者の多くは日本社会において根を下ろし、経済や文化、スポーツ、研究などさまざまな分野で貢献している。いまや産業分野においては、外国人による雇用なしでは成り立たない分野もみられ、それに伴う外国人労働者と家族の定住化は顕著になっている。

他方で、日本人と外国人による国際結婚も増加しており、国籍は日本でも、外国につながりのある子どもたちが増加している。

このような状況は、日本社会がヨーロッパ諸



国、アメリカ合衆国、オーストラリアやニュージーランド等の「先進社会」と同じように、その社会で働き生活をしている外国人労働者が母国へ帰国する割合が減り、日本社会の新たなメンバーとして定着しつつあることを物語っている。そしてこのような外国人労働者とその家族は、日本の社会において、多文化の家族として2世から3世へと着実に根づいていくことが予想される。このことは日本社会が、先にあげた国々と同様に、移民社会あるいは多文化共生社会として進展していることを物語っている。

しかし、日本社会の多文化化が進行しているにもかかわらず、外国につながる子どもたちの教育と権利の保障について多くの課題が山積している。

(2) 日本語を母語としない子どもたちの実態

2年ごとに文部科学省は、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」を発表している。

平成22年度の調査によれば、

「1 我が国の公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,511人（平成20年度28,575人。以下、括弧内は前回調査の平成20年度数値）で、前回調査より0.2%減少している。

学校種別では、小学校18,365人（19,504人）、中学校8,012人（7,576人）、高等学校1,980人（1,365人）、中等教育学校22人（32人）、特別支援学校132人（98人）である。

2 在籍学校数は、全体で6,423校（6,212校）と前回調査より3.4%増加している。

学校種別では、小学校3,831校（3,791校）、中学校2,157校（2,028校）、高等学校367校（342校）、中等教育学校1校（2校）、特別支援学校67校（49校）である。

3 母語別では、ポルトガル語9,477人（11,386人）、中国語6,154人（5,831人）、フィリピン語4,350人（3,367人）、スペイン語3,547人（3,634人）、ベトナム語1,151人（932人）、韓国・朝鮮語751人（927人）、英語717人（591人）、その他の言語2,364人（1,907人）となっている。

前回調査に比べ、フィリピン語がスペイン語を抜いて3番目に多くなっており、ポルトガル語、中国語、フィリピン語及びスペイン語の4言語で全体の8割以上を占めている」と報告されている。

東北大震災前の数字とはいえ、リーマンショックによる影響にもかかわらず、日本語指導の必要な児童生徒数は「微減」（文部科学省）となっており、日本の学校に多くの日本語支援の必要な外国につながる子どもたちが通っていることがわかる。

しかし、この子どもたちの進路選択において、大きな壁となっているのが、高校入試である。

すでに各方面から指摘されているように、外国につながる子どもたちの高校進学率は著しく低いと言わざるを得ない。全国平均で50%前後と言われているが、正確な数字は公表されていないこともあり、実態は解明されていない。

例をあげるならば、2010（平成22）年度の東京都の公立中学校における外国籍生徒数は、2,870人である。一方、都立高校生における外国籍生徒数は、1,152人（東京都教育委員会のデー

タ)である。ここから、2,870人／1,152人＝40%、という数字を導くことができる。ただし、私立高校への進学者と日本国籍で日本語支援の必要な生徒は含まれていないので、正確な数字ではないが、およその検討がとなっている。

日本人の子どもの高校進学率は、2005（平成17）年度97%から、2011（平成23）年度98.2%へとさらに高くなっているのに対し、「外国籍」の子どもたちがおよそ50%であるのは大きな格差であるといわざるを得ない。

また、2010（平成22）年4月から導入された高校授業料無償化の目的は、「社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。」（政府・文部科学省）とされていることから、高校進学率の上昇だけでなく、日本社会において、高校の社会的位置づけは実質的に準義務教育化しているといえる

(3) 子どもの権利条約の視点から

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本が1994年に批准した子どもの権利条約においても、第28条の「教育への権利」において、中等教育の重要性が述べられ、第29条の「教育の目的」においては、子どもたちの文化的アイデンティティーと言語、価値観について尊重することについて触れられている（国際教育法研究会訳）。

このことは、外国につながる子どもたちへの教育保障は、その国が恩恵的に与えるという性格のものではなく、国際連合という場において宣言された普遍的な子どもの権利であり、各国

政府の義務になっている。したがって、この日本国内における子どもたちの教育権の保障は、子どもの権利条約を締結した日本国政府自身の義務に他ならない。

第28条（教育への権利）

1. 締約国は、子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的におよび平等な機会に基づいてこの権利を達成するために、とくに次のことをする。
- b. 一般教育および職業教育を含む種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるようにし、ならびに、無償教育の導入および必要な場合には財政的援助の提供などの適当な措置をとること。
- e. 学校への定期的な出席および中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。

第29条（教育の目的）

1. 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。
- a. 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- b. 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を奨励させること。
- c. 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を奨励させること。



- d. すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

(下線は筆者による)

このように、子ども権利条約においては、政府は、外国につながる子どもへの高校進学への機会をできる限り保障していくことが求められているといえる。さらに、外国につながる生徒の文化的アイデンティティ、言語、価値を尊重する教育活動にとりくむことも同時に定められている。

さらに、1951年に国際連合によって採択された「難民条約」(難民の地位に関する条約)を、1981年に日本国も締結しているが、この難民条約において次のような記載がある。

第22条【公の教育】

- 1 締約国は、難民に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 締約国は、難民に対し、初等教育以外の教育、特に修学の機会、学業に関する証明書、資格証書及び学位の外国において与えられたものの承認、授業料その他納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

すなわち、第22条においては、初等教育以外の教育においても、修学の機会等、できる限り有利な待遇を与えなくてはならないこと、また、自国民と同一待遇を与えることが明記されている。

現在、都内の学校には、ベトナムやミャンマー等からの難民認定されている、あるいは難民申請中の子どもたちが通っている。この子どもたちの教育の権利を保障することは、日本国政府の義務といえる。

以上、外国につながる生徒たちたちの高校教育の保障について、国際人権法の観点にも触れてみた。日本語を母語としない外国につながる子どもたちの現状は国際社会における人権問題と言わざるを得ない。

(4) 高校入試の壁

日本語を母語としない外国につながる子どもたちにとって、日本の高校入試は大きな壁となっている。日本の教育制度のしくみはどうなっているのか、高校入試はどう行われるのか、高校にはどんな種類があるのか、自分の力はどのくらいあるのかなど、調べなくてはならないことはたくさんある。どこの高校に入学できるのか、高校入試のためにはどのような勉強と準備が必要なのか、高校へ進学するためにはさまざまな情報が必要である。また、高校卒業後にどのような進路の選択があるのか、進学が就職か、知らなくてはならないこと、考えることはたくさんある。日本語を母語としない親子にとっては、その一つ一つが大きな壁となっている。

(5) 東京都内における日本語を母語としない外国につながる生徒

東京都における外国人登録数は、2010（平成22）年4月には407,825人となり、東京都の人口の約3%となっている。この数字は、引き続き全国第1位であり、国籍別の内訳は、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順となっている。

また東京都教育委員会によれば、都内の公立学校に在籍する外国人児童・生徒数は、小学生が5,304人、中学生が2,834人、都立高等学校は1,223人であり（平成23年度公立学校統計調査）、先の二つのできごとがあったにもかかわらず、大きな変動はみられず着実に増加している。

ところで東京都内における日本語を母語としない外国につながる子どもたちの多くは、全日制高校の比較的合格のしやすいところや定時制高校に多く入学している。先の東京都教育委員会の報告によれば、都立の全日制高校での在籍数は734人であるのに対し、定時制・通信制が489人となっている。全日制高校と定時制高校の数と生徒数の割合から考えると、多くの生徒が定時制高校に通っていることが理解できる。

また、文部科学省によれば、2010年度における、東京都内の「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の在籍状況は、小学校が1,284人、中学校が1,090人、高等学校が317人のあわせて2,705人である。母語別の数字は、中国とフィリピンが多いが、それ以外の言語が多いのが特徴である。他方で、愛知、静岡、三重、滋賀、群馬、栃木、茨城と異なり、スペイン語やポルトガル語の子どもたち、いわゆる日系ブラジル人、ペルー人等の子どもは少ない。

しかしながら、東京都においては、このような多言語の子どもたちへのとりくみが、他県に比べて遅れている。他県のように、教育行政（教育委員会等）が独自にあるいはNPOやボランティア団体等と連携して高校進学情報を説明する機会がない。このため、東京都においては、支援者や市民、教職員によって、2005（平成17）年より「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会」が独自に説明会を開いてきた。現在、都教育委員会は後援するようになったが、施設や財政上の支援や連携などにおいては立ち遅れている。

(6) 支援者、市民、教職員が協力して実行委員会をつくる

2001年、「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会」がつくられ、日本語を母語としない外国につながる子どもの高校進学を支援するために、実行委員会をつくり高校進学ガイダンスを実施することを始めた。2011年度のガイダンスのスタッフ数は338人で、対象となる親子の参加者数は328人である。日本語を母語としない親子、外国につながる親子がいかに都立高校や都内の私立高校に関する高校の情報を必要としているのかがよくわかった。また、毎回参加者に対して、アンケートをおこない、参加した子どもたちの状況をデータとしてまとめ、公表し、教育行政など関係機関への働きかけをすすめてきている。

(7) 2011年度のガイダンス・・・品川でも新たなとりくみ

2011年度においては、実行委員会方式でこれ

までと同様に「多文化共生センター東京」、「CTIC／カトリック東京国際センター」、「MCE／多文化共生教育研究会」、「CCS／世界の子どもと手をつなぐ学生の会」、「MIA／武蔵野市国際交流協会」、「ピナット」、「八王子国際協会」、「OCNet／外国人とともに生きる大田市民ネットワーク」、「IWC／国際市民の会」の9団体で、昨年度より回数を増やし、年6回のガイダンスにとりくむことができた。

新しく実施できた会場は東京23区南部の品川である。昨年度から、南部大田区の蒲田と多摩地区の八王子で新たに実施することができたが、2011年度よりさらに品川でも開催することができた。

それぞれの地域で地道に外国につながる子どもたちとその家族のための日本語支援や生活・労働支援にとりくんできたそれぞれの団体が、地元の教育委員会の後援を得て、新たにガイダンスを立ち上げることができた。

ガイダンス自体は、これまでと同様、プログラムの第一部では、教職員を中心に、日本の教育制度、都立高校、私立高校の入試の仕組みについて説明した。パワーポイントを使用し、模擬面接を試みるなどした。通訳は会場ごとに言語数は異なっているが、英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語、タイ語、ベトナム語など多言語の同時通訳を配置した。

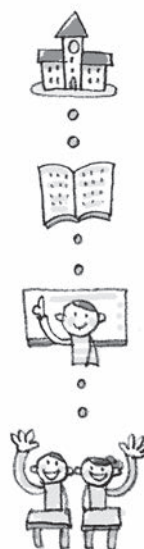
ガイダンスの第二部では、これまでと同様に、高校生になった先輩から、来日してどのようなことに苦労したか、高校受験をどのように乗り越えたのか、など話をしてもらった。

高校生の先輩たちの話を参加者が真剣に聞き入っていたのが印象的である。

第三部では、個別の教育相談を実施した。個別相談では、都立高校、私立高校の教職員が中心となり、参加者からのさまざまな進学相談に対応した。

また一部の会場では在留資格などの生活相談のブースも取り入れることができた。

本年度も東京都高等学校教職員組合（都高教）と東京都公立学校教職員組合（東京教組）の賛同をいただき、若い教職員も参加して相談活動にとりくむことができた。今後も支援者、市民と教職員とが連携して日本語を母語としない親子のための権利保障にとりくんでいきたい。





■ 2012/9/12 【朝日新聞】

いじめ、「言葉で」が最多 文科省調査、発表

11日に公表された文部科学省の「児童生徒の問題行動調査」では、昨年度中に全国で7万件を超す「いじめ」が確認された。小中高校生の自殺はちょうど200人。25年ぶりに200人台に達し、国立と私立を統計に加えた過去6年間でも最多となった。いじめの種類を見ると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という言葉でのいじめが最も多く、小学校で2万1861件、中学校で2万621件。暴力に関するいじめでは、「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」が小学校で2018件、中学校で2242件あった。金品をたかられる、隠されるなどのいじめは、小学校で3086件、中学校で3202件あった。パソコンや携帯電話によるいじめは小学校で358件、中学校で1732件あり、いずれも前年度より多かった。自殺、高校生は45人増加 詳しい背景を調査へ 2011年度の自殺者は、前年度より44人多い200人。背景にいじめがあったのは4人で、いずれも中学生だった。自殺者の内訳は、小学生4人（10年度1人）▽中学生39人（同43人）▽高校生157人（同112人）。高校生の増加が目立つ。自殺した高校生の亡くなる直前の状況を複数回答で学校に尋ねたところ、父母らの叱責があった＝18人（同8人）▽進路問題を抱えていた＝17人（同8人）▽世の中が嫌になったなどの「厭世（えんせい）」＝17人（同7人）——などの項目に増加傾向がみられた。ただ、ふだんの生活の様子と変わりがなかったり、調査時点で状況が特定できなかったりした「不明」＝84人（同65人）が最も多く、人数、増え幅ともに突出していた。文科省は「増えたことは大きな課題だが、詳しい理由は分からない」としている。同省は、個々の自殺の背景について、より詳細な調査

を都道府県教委に依頼。データを有識者が分析し、今年度内に公表する。一方、警察庁の11年の統計では、小中高校生の自殺者は353人。今回の文科省の統計より100人以上多いが、文科省の担当者は「警察が自殺を公表せず、学校ではつかめない分もある。こちらで件数を把握するには限界がある」としている。

■ 2012/9/13 【読売新聞】

日光市、子どもの権利条例制定へ

栃木県日光市は12日の市議会本会議で、今年度中に「子どもの権利条例」を制定する方針を明らかにした。市によると、制定されれば県内では初めてという。いじめの増加など昨今の子どもを巡る環境の悪化などから条例制定を検討。昨年10月に高校生3人を含む市民17人による委員会を設置し、今年7月に条例原案をまとめた。現在、庁内で詳細を審査しており、今後、意見の公募などを経て、12月議会での制定、2013年度の施行を目指す。条例では▽子どもの権利の尊重やその保障▽市の果たすべき責務▽虐待やいじめをしてはならない——などが柱となる見通し。また市は、2011年度までの過去4年間で市内の小中学校で、いじめが131件、不登校が334人だったと報告。このうち、いじめによる不登校は9人いたとしている。

■ 2012/9/25 【読売新聞】

子どもへの性犯罪歴、 大阪府の照会に法務省協力

18歳未満の子どもに対する性犯罪の前科者に居住地などの届け出を義務付ける全国初の「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」が10月1日に施行されるのを前に、法務省は、対象者の同意があった場合に限り、罪名と刑期終了日について、府からの照会に応じることを決めた。法務省は「他の自治体で同様の条例が制定されても協力することを検討する」としている。条例は、強姦や強制わいせつな

どの罪で刑期を終了して5年未満の者が府内に住む場合、〈1〉住所〈2〉連絡先〈3〉刑期の終了日——など7項目を知事に届け出るよう義務づけ、違反者には5万円以下の過料が科せられる。法務省によると、まず刑務所などが、対象となり得る受刑者に府条例の趣旨を説明。受刑者は刑期を終えた時点で府に7項目を届け出、府が刑務所側に照会することへの同意書を提出するという流れ。

■ 2012/9/28 【朝日新聞】

中学校に精神科医を試験配置 名古屋市、学校の要望受け

校側へのアンケートで要望が高かったことを受けて実施する。市教育委員会は「身近に相談できる校医がいれば、先生や生徒の安心感にもつながる」と効果を期待する。精神科の校医が常駐するのは、緑区の市立滝ノ水中。藤田保健衛生大の40代の男性医師が派遣される。同校では、生徒のうつ病や発達障害を早期発見するため、アンケートなどを年に数回実施する。試験配置の期間は未定だが、市は今後、他校への拡大も検討する。市は8月に市内全110の市立中学校にアンケートを実施。「過去3年間に精神科医に相談したい事案があった」と回答した学校は約6割の67校に上った。また、「保護者や生徒が精神科医に相談したいと話すのを聞いたことがある」と答えた学校も5割に上ったことから試験配置を決めた。

■ 2012/9/29 【朝日新聞】

いじめ対応も教員の人事評価に 滋賀県教委が方針

大津市で市立中学2年の男子生徒（当時13）が自殺した問題を受けて、滋賀県教委は28日、県内にある公立学校の教職員の人事評価の項目に、いじめの未然防止や早期発見・対応への取り組みを加える方針を明らかにした。県教委によると、管理職を除く教職員については約60の評価項目があるが、いじめ問題への対応を明記した項目はなかった。今回の問題で学校の対応の遅れを指摘されたことを受け、教職員に求められる能力として、いじめ問題への対応を明確に位置づけ

ることにしたという。この方針は、県教委の河原恵教育長が県議会の一般質問に対する答弁で明らかにし、「いじめの未然防止や早期発見・対応につながる行動をとることは教師として必要不可欠な資質。人事評価における項目に位置づけ、重点的に取り組みたい」と述べた。

■ 2012/10/2 【朝日新聞】

いじめ防止条例成立 市や市民の責務盛る 岐阜・可児市

小中学校でのいじめを防止するため、市や学校、保護者などの責務を明確化した「子どものいじめの防止に関する条例」が2日、岐阜県可児市議会で全会一致で可決され、成立した。3日から施行される。この条例は小中学生が対象で、市や学校にはいじめの解決に向けて速やかに対策を取る責務を定めた。保護者には子どもに「いじめは許されない行為」と理解させること、市民にはいじめを発見した際に通報することを努力義務として課している。また条例に基づき、いじめの調査や解決にあたる常設の「いじめ防止専門委員会」も3日付で設置される。富田成輝市長は市議会で、条例可決について「行政、特に市教委が重く受け止め、いじめ根絶を決意し、児童、生徒、先生、保護者に徹底していかなければならない」と述べた。

■ 2012/10/2 【朝日新聞】

泉佐野市、学校別成績をHPで公表 大阪府学力テスト

大阪府が小中学生の学力向上をめざして独自に実施している共通学力テストについて、大阪府泉佐野市の千代松大耕市長は2日、市内の学校別の成績を市のホームページ（HP）で公表した。府教委は「学校や地域の序列化につながる」として公表しないよう求めている。共通テストの学校別成績を一覧できる形で公表するのは全国的にも極めて異例。テストは小6（国語と算数）と中3（国語と数学、英語）が対象。市長が公表したのは小学校12校と中学校5校の科目別平均正答率で、小学校1校については児童数が極端に少ないことを理由に公表しなかった。千代松市長は公表

の理由を「学力が低いと見られていた学校が好成績をとっている。各校に対する市民の誤った認識を正し、保護者や地域が課題を共有して学力向上に役立てるため」とする。法律上、教育行政に関する決定権は教育委員会にあるが「市長は教育環境の整備などに予算配分しており、その成果を公表するのは市長の責務だ」と主張。「全科目で府の平均を下回っている、何とか学力を上向かせたい」

■ 2012/10/10 【毎日新聞】

チャイルドライン:届かぬ子どもの声 電話相談、発信 80 万件・着信 25% ボランティア相談員不足で

18 歳以下の子どもの悩みに無料の電話で応じる全国の「チャイルドライン」が、相談員不足に悩んでいる。大津市の中学生が自殺した問題が浮上した 7 月以降、いじめの相談件数が急増しているが、全体で 4 分の 1 ほどしか応じられない状況という。東日本大震災で被災した子どもたちからの電話も多く、関係者は支援や協力を呼びかけている。広島市にあるビルの一室。2 台の電話機がほぼひっきりなしに鳴る。「ものを盗んだと疑われている。先生に訴えても取り合ってくれない」「(いじめられて) 転校したい」。耳を傾けるのはボランティア相談員。大学生や主婦、会社員ら約 40 人が週 5 日、交代で対応しているが、受けられるのは全体の 3 分の 1 ほど。相談員たちは回線の混雑を知らせる自動音声に落胆する子どもの表情を浮かべ、いたたまれなくなるという。運営する NPO 法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」の上野和子理事長は、「誰にも言えない悩みを打ち明けようとしてくれた子たちの声に応えきれず、申し訳ない」と話す。各地の活動を取りまとめる「チャイルドライン支援センター」(東京都)によると、昨年度は約 80 万件の発信があったが、着信できたのは約 21 万件(約 25%)。いじめに関する相談は今年 7 月の第 2 週が 131 件あり、大津市の問題が大きく報じられた同月第 1 週と比べて約 1・5 倍に急増した。夏休み中は沈静化したが、8 月下旬から再び増え始めた。被災地からも、津波被害でプールの水にも恐怖を感じたり、原発事故の影響

を不安がったりする子どもからの相談が相次いでいる。福島県では先月初めて郡山市内に拠点ができたともあり、県内からの発信と着信がともに 8 月下旬からの約 1 カ月間で昨年度全体の数字を上回った。

■ 2012/10/13 【朝日新聞】

私立高教員 37%が非正規 生徒減り経営難、人件費抑制

全国の私立高校で「非正規」の非常勤、常勤講師が増えている。2011 年には合わせて約 3 万 4 千人に達し、全体の 36.8%を占めたことが文部科学省の調査でわかった。背景には生徒数の減少による経営難がある。雇用が不安定な非正規教員の増加で、教育の質の低下を懸念する声もあがっている。文科省の調査によると、非正規教員の比率は、公立高(19.7%)より 17 ポイント以上高かった。01 年と比べると、私立高の教員数は 9 万数千人でほとんど変化がないが、雇用期間に定めがない正規教員は、退職者補充などが抑制された結果、約 4 千人減少。逆に非正規教員は 2800 人増えて約 9%の増加となった。少子化で、私立高の生徒数が激減している。日本私立中学高等学校連合会によると、10 年間で生徒総数は 15%減少。経営難の高校が増え、総経費の約 7 割を占める人件費が重荷になる一方、少人数の授業や習熟度別クラスなどに対応するために教員数は減らせない。

■ 2012/10/15 【朝日新聞】

学童保育待機児童 5 年ぶり微増 場所と人、確保に課題

共働き家庭の小学生らが放課後に過ごす放課後児童クラブ(学童保育)の待機児童(5 月 1 日現在)は、前年同日比で 113 人増えて 7521 人になり、5 年ぶりに微増した。厚生労働省が公表した。厚生労働省は「新しいクラブを作るための場所や職員の確保が難しく、ニーズに追いつけていない」と話す。クラブ数は 2 万 1085 か所、利用児童数は 85 万 1949 人で、いずれも過去最多になった。共働き家庭の増加に伴ってクラブも増えてきたが、ニーズが上回っている。待機児童は、東京都(1404 人)▽埼玉県(879 人)▽千葉県(645 人)▽大阪

府（629人）▽愛知県（376人）などの都市部で多い。同省によると、都市部を中心に、新しくクラブを作るための用地の確保が難しくなっている。同省のガイドラインでは、1クラブあたりの人数は「最大70人」だが、「71人以上」のクラブは、昨年から70カ所増えて1269カ所になった。クラブの新設が難しい中、既存のクラブが多くの子どもを受け入れている可能性がある。子ども1人当たりの面積も、約25%のクラブが、ガイドラインの「1.65平方メートル以上」を守れていなかった。用地確保の難しさに加え、クラブで子どもたちの活動をみる職員も集まりにくい状態だという。給与水準が低いことなどが影響しているとみられる。

■ 2012/10/16 【朝日新聞】

児童施設や里親による 子どもの虐待 85人 11年度

虐待や死別などの事情で親元を離れて施設や里親のもとで暮らす子どもが職員らに虐待されたと確認された事例が、2011年度に46件あり、被害者は85人にのぼった。厚生労働省が15日、社会保障審議会の専門委員会で公表した。児童養護施設などでの虐待は発覚しにくく、実際はもっと多い可能性がある。最も多いのは身体的虐待（37件）で、心理的虐待（6件）、ネグレクト（2件）、性的虐待（1件）を大きく上回った。児童を注意する際にたたく、蹴るなどの体罰が目立つ。ほかにも、職員の引き継ぎがうまくされず児童が学校に行けず食事も出来なかった▽他の児童と差別的な対応をしたなどの事例もあった。

■ 2012/10/17 【毎日新聞】

児童虐待防止：連携強化を確認 警視庁でシンポ ―東京

11月の児童虐待防止推進月間を前に、警視庁と都福祉保健局は15日、千代田区の警視庁本庁舎で虐待防止のためのシンポジウムを開いた。都内の小中学校のPTAや児童相談所の関係者ら約200人が参加し、連携強化を確認した。警視庁によると、今年、児童相談所へ通告したり、保護者を検挙した児童虐待取扱件数は9月時点で170件。被害に遭った

18歳未満の子どもは194人で、うち3人が死亡している。基調講演では、都家庭支援課の西尾寿一課長が児童虐待の現状について説明。今年から児童相談所に警視庁OBや保健師が配置されたことなどを紹介し、「虐待は誰にも起こりうる。周囲のサポートの度合いで負担が軽減される一方、重篤になる場合もある」と指摘。連携した支援の重要性を強調した。一方、警視庁少年育成課の金子伸司課長は「児童相談所への通報は勇気があるが、プロが上手に対応してくれるので、直感で虐待と感じたら相談してほしい」と呼びかけた。

■ 2012/10/23 【読売新聞】

日本脳炎予防接種後の副反応、 報告要請…厚労省

日本脳炎ワクチンの予防接種直後に岐阜県の男児（10）が死亡した問題を受け、厚生労働省は22日、接種後の副反応が疑われる事例について迅速に報告するよう、全国の自治体に文書で要請した。日本脳炎の予防接種を巡っては、今月17日、岐阜県の男児が死亡したほか、7月にも接種から約1週間後に子どもが死亡。同省は31日に開く専門家による小委員会での対応を検討する方針で、委員会に備え、全国から症例を集める。問題のワクチンは2009年6月に導入され、1000万回以上使用されているが、現時点で報告されている死亡例はこの2件で、いずれも接種と死亡の因果関係は不明という。厚労省では「現時点では直ちに接種を中止することは考えていない」としている。

■ 2012/11/8 【毎日新聞】

いじめ対策：友への配慮、絆の一步 立ち上がる中学生、 全校アンケート／地域超えサミット

大津市立中学2年の男子生徒の自殺問題をきっかけに、中学生自らが校内のいじめに向き合う取り組みが広がっている。生徒の主体的な活動のあり方や課題を共有しようと、行政も交流の促進を図り始めた。関係者は「自主的な活動を通じて本当の絆をつくってほしい」と期待している。「ズボンを下ろしたり肩にパンチしたりするのは男子同士の遊びだと思っていたが、いじめとを感じる生徒もい

た。人によって受け止め方が全く違うと実感した」。大阪府柏原市立堅下北中学3年で生徒会役員を務める加藤陽向（ひなた）さん（15）は、いじめに関するアンケート結果を振り返る。アンケートは、生徒会が10月末に全校の約460人を対象に実施した。いじめたりいじめられたりした経験など6項目を記述式で尋ねた。体験を長く記す生徒が人目を気にしなくて済むよう、早く終えた生徒が書き写すための詩を添える配慮もした。全員が応じたアンケートには、いじめた経験を打ち明ける回答もあったという。生徒会は、言いにくいことでも話し合える学級作りなどを目指し、活動が続けている。同校では以前から、生徒が5〜7人の班をつくり、孤立しがちな生徒を支えたり勉強を教え合ったりしてきた。新子（あたらし）寿一校長（58）は「教師が価値観を押しつけるのではなく、しんどい子を気遣う生徒を支えてきたことが、今回の取り組みにつながった」と話す。府教委もこうした試みを支えようと、加藤さんら43市町村の中学生代表を集めた「生徒会サミット」を10日に府議会本会議場などで開く。また、兵庫県たつの市では8月、市内全6中学の生徒会役員が、いじめ対策を話し合った。その結果、「（いじめを）止めに入る勇気を持とう」などの宣言文を作り、「いじめゼロ」を訴える新聞の発行を決めた。新聞は9月から各校持ち回りで発行している。香川県でも8月、小中学生主体の「いじめゼロ子どもサミット」を開催。文部科学省は9月、子供の主体性を重んじ、コミュニケーション能力や人間力を育む対策を発表した。府教委の担当者は「教師の押し付けに反発する生徒も、子供同士で話し合えば納得しやすい。本当の絆をつくり、いじめを許さない雰囲気醸成してほしい。きっかけづくりをした後は子供たちに任せる覚悟が教師にも必要だ」と語る。

■ 2012/11/9 【読売新聞】

いじめ対応の教諭、 全国小中に1600人配置

文部科学省は来年度から5年間で、いじめの予防や早期発見に取り組む「いじめ対応」教諭1600人を全国の小中学校に配置する方針を決めた。大津市の市立中学2年の男子生徒が自殺した問題などを重くみた対応。滋賀県教委は、男子生徒の自殺があった同中学に3人を置く。「いじめ対応」教諭は原則、学級を担任せず、生徒指導や警察、地域との連携などの業務に専従する。児童生徒に目配りしやすくするため時間的なゆとりを確保し、いじめの防止や早期発見につなげるのが狙いだ。生徒指導などで実績を持つ中堅以上の教諭を充てることを想定。各都道府県教委が来年度、まず400人をいじめや校内暴力などを抱える学校に優先的に配置する。いじめ問題を巡っては、大津市をはじめ、東京都品川区や兵庫県川西市などで生徒の自殺が相次ぐ事態となっており、同省はこの問題に特化した人員が必要と判断した。配置に伴う人件費などは国が助成する。

■ 2012/11/10 【毎日新聞】

イクメン：秋田のパパ、日本一 47都道府県で総務省調査 育児や家事の時間長く

秋田のパパは子育て熱心の“イクメン”一。11年の総務省の社会基本調査で、6歳未満の子どもがいる父親の家事関連時間（週全体）が秋田は1時間44分と、47都道府県でトップだったことがわかった。前回の06年調査の17位から大きく躍進。県内の父親の育児を支援する団体は「父子だけでイベントに参加する人も増えている」と話しており、父親の子育ては広がりを見せているといえそう。調査は76年から5年ごとに実施。11年の調査では、全国から無作為に選んだ約8万3000世帯の世帯員（10歳以上）約20万人を対象に

調査した。家事関連時間は、家事と介護・看護、育児、買い物時間の合計。秋田県は全国平均の1時間7分より37分長かった。内訳は、育児は67分（全国平均39分）で1位、家事は20分（同12分）で3位だった。

■ 2012/11/10 【日経新聞】

全国の保育所、86%で非正規雇用

公立では2人に1人非正規雇用の保育士が増え、2011年度には全国の公私立保育所の85.9%で働いていることが全国保育協議会（東京）の調査で分かった。非正規の保育士を雇用している公立保育所では2人に1人に達しており、私立に比べ多さが顕著。地方自治体が厳しい財政状況から人件費抑制を進めたためとみられる。子育て支援の現場で不安定な働き方が広がっていることに懸念の声も上がりそうだ。背景には早朝や夜間を含む長時間保育など保護者のニーズが多様化し、短時間パートの保育士を雇って対応せざるを得ない実態もある。調査は昨年10月から今年2月にかけて実施。全国の認可保育所の約3分の1に当たる8205施設が回答した。非正規の保育士を雇用している公私立保育所は前回調査の06年度より8.2ポイント増えた。勤務する保育士のうち「非正規雇用が70%以上」と答えた保育所は、全体の9.4%で前回比4.5ポイント増加。公立だけで見ると6.4ポイント増えて12.7%に上った。私立では6.1%（2.9ポイント増）だった。保育士のうち非正規で働く割合（全員が正規雇用の保育所を除く）は平均45.6%で前回調査の06年度に比べ4.0ポイント増。公私立の別で見ると、公立は53.5%で、私立の38.9%に比べ非正規化が著しい。非正規化の進行と表裏一体で、保育サービスは多様になっている。調査では、「延長保育」を実施している保育所は9.8ポイント増の70.5%。「病児・病後児保育」は8.3%で4.5ポイント増えた。協議会は「労働条件の厳しさに比べ、賃金面で恵まれているとはいえない」として、保育士の待遇改善が必要だとしている。

■ 2012/11/11 【毎日新聞】

外国人生徒：高校進学 78%

日本語能力で格差——「集住」29市町

在留外国人の比率が高い自治体でつくる「外国人集住都市会議」に参加する全国29市町で、公立中学校の外国人卒業生1010人の高校進学率が78.9%にとどまることが同会議の調査で分かった。全国平均より約20ポイント低い。うえ、日本語能力が低い生徒ほど進学率も低く、外国人生徒の厳しい学習環境が浮き彫りになった。文部科学省によると複数市町にまたがるこれほどの大規模調査は初で、12日に東京である同会議で発表される。29市町は座長都市の長野県飯田市のほか▽浜松市▽群馬県太田市▽愛知県豊橋市——などで、自動車工場で働く日系南米人らが在留外国人の割合が高い。調査は、日本語が母語ではない外国人の今春卒業生が対象で、日本国籍を持つ生徒も含まれる。担当教員に進路先を聞き取り集計した。高校進学率（78.9%）の内訳は、全日制52.8%▽定時制22%▽通信制2.6%▽日本語教育課程など「その他」1.5%。卒業生の日本語能力別に、進学率（専門学校などを含む）をみると▽日本語の通常授業が理解可能な生徒92.1%▽学習用語が分からない生徒67.5%▽日常会話ができない生徒58.1%——と順に下がっていた。全国の中学卒業生約120万人の高校進学率は98.3%（学校基本調査12年度速報値）で、今回調査結果との落差は大きい。外国人生徒の進学率は、定時制高校や外国人入学枠の有無などに伴う地域間格差も指摘される。佐久間孝正・元立教大教授（多文化社会論）は「中学校に通わなかった子どもは調査対象外で、実際はさらに20ポイントは低いだろう。調査対象者の多くを占める日系南米人や中国人らが、学歴社会の日本で社会の最下層を形成しつつある」と指摘。また、文科省国際教育課は「外国人生徒の日本語能力を測る方法を開発中なので、開発できれば現場で指導の助けになるはずだ」と述べた。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.135／2012年11月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2012 年 11 月 28 日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL・FAX 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:<http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（1口）5,000 円、団体（1口）10,000 円